

平成18年12月14日

1.出席議員

議 長	杉 原 豊 喜
1 番	上 田 雄 一
3 番	山 口 裕 子
5 番	大河内 智
7 番	古 川 盛 義
9 番	山 口 良 広
11 番	山 崎 鉄 好
13 番	前 田 法 弘
15 番	石 橋 敏 伸
17 番	小 池 一 哉
19 番	山 口 昌 宏
21 番	吉 原 武 藤
23 番	江 原 一 雄
27 番	高 木 佐一郎
29 番	黒 岩 幸 生

副議長	牟 田 勝 浩
2 番	浦 泰 孝
4 番	松 尾 陽 輔
6 番	宮 本 栄 八
8 番	上 野 淑 子
10 番	吉 川 里 己
12 番	末 藤 正 幸
14 番	小 柳 義 和
16 番	樋 渡 博 徳
18 番	大 渡 幸 雄
20 番	松 尾 初 秋
22 番	平 野 邦 夫
26 番	川 原 千 秋
28 番	富 永 起 雄
30 番	谷 口 攝 久

2.欠席議員

な し

3.本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	緒 方 正 義
次長兼総務係長	黒 川 和 広
議 事 係 長	松 尾 和 久
議 事 係 員	森 正 文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	庭	木	信	昌
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	前	田	敏	美
市	民	環	藤	崎	勝	行
福	祉	保	中	原	正	敏
経	済	部	松	尾	茂	樹
建	設	部	大	石	隆	淳
山	内	支	田	代	裕	志
北	方	支	末	次	隆	裕
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	木	寺	甚	藏
総	務	課	古	賀	雅	章
財	政	課	森		基	治
企	画	課	宮	下	正	博

議 事 日 程

第 5 号

12月14日（木）10時開議

日程第 1 市政事務に対する一般質問

平成18年12月武雄市議会定例会一般質問通告書

順 番	議 員 名	質 問 要 旨
15	5 大河内 智	1．市長の市政運営について 「スクラップ・アンド・ビルド」方式 テレビドラマの「ロケ・セット」周辺管理 2．教育行政について 教育基本法 いじめ対策 学校評議員制度 中高一貫教育校（県立中学） 3．福祉行政について 保育所の民営化計画
16	8 上 野 淑 子	1．教育問題について いじめ問題について 1)市の小、中学生のいじめ等の把握は 2)今後の問題についての防護体制はどのようにされるか 3)命の大切さの教育について、取り組む考えは 二学期制について 1)旧武雄市の実施校のメリット、デメリットについて 2)現場の声、保護者の反応は 3)新市の学校については、どのように考えられるか 2．環境について 桜並木の設置について（六角川に沿った鉄道の南） 自転車道路の整備について（六角川、堤防の下）
17	22 平 野 邦 夫	1．教育基本法の改定について、市長、教育長の見解は 子どもたちの間にあるいじめの実態と解決の方向性について 2．定率減税の廃止に伴う市民の負担増について 市民税、介護保険料への影響はどうか 3．新設される後期高齢者医療制度について 4．市町村型合併浄化槽への移行について 5．水道行政について 二部料金制（西部広域水道）導入への見通しについて

順番	議 員 名	質 問 要 旨
18	23 江 原 一 雄	1．国民健康保険制度の見直しについて 国保税の見直しの動きについて 2．校舎改築について 山内中学校の耐震結果にてらして改築計画を 3．旧役場庁舎の活用策について 4．交通安全対策について 山内町十二神交差点改良について 大野地区県道改良に伴っての規制を 西谷峠S字カーブ改良の取り組みについて

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づきまして、市政事務に対する一般質問を続けます。

通告の順序に従いまして、5番大河内議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

おはようございます。議長から登壇の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

私は、今回3項目通告をいたしておりますが、その質問の前に、実はきょう、ここに市報の12月号を持ってまいりました。この表紙は、11月26日に開催されました第1回武雄市トムソーヤフェスティバルで、西川登小学校矢筈分校の子供たち児童4名が、西川登町における大人の方々の御支援を受けながら、一生懸命学校生活を行っているその報告舞台上演の「矢筈分校だいすき！」という表題の中で、その上演の一部を写真撮影された表紙と思っています。多分市民の方々、そして議員各位もこの写真を見て思われたのが、この農作業の中で、地域でおばあちゃんたちから一生懸命野菜づくりや、食や、そして自分たちの地域のことを学びながら一生懸命生活、運動している姿が出され、私自身もすごく感動したんですけれども、多分多くの方々も感動を受ける表紙だろうというふうに思っています。

そういう中で、武雄においても今回いろんな問題点、課題も出ていますが、西川登小学校矢筈分校の1年生、2年生の4人の子供、これは多いか少ないか、分校ですけども、あえて言わせてもらえば、たった4人の子供であっても、一生懸命する中で本当に素晴らしい子供たちがいるんだよということの訴えだろうし、市長も当日お見えになったのか、ごらんに

なったかわかりませんが、そういう武雄にすばらしい子供たちがいるんだということを改めて再認識してもらいたいというふうに思います。

そういうふうな形で、今回3点通告をいたしておりますけれども、その1点に、市長の市政運営について質問させていただきます。

実は先ほど同僚議員から昨夜の市長のブログを見せていただきました。大変小っちゃいのですねですけれども、その中に、「僕は、自分が政治家であるせいか、議会重視派です。議会で自分の考えを最初に言う。そして、議員の皆さんの意見に耳を傾ける。アメリカの上院・下院議会がそれに近いと思います。この頃、そういうスタンスを固めつつあります。」以下、略しますけれども、そういうふうな実はブログがありました。市長として、もちろん執行する部分、提案権者でもあります。しかし、ややもすれば議会なり議員の説明以前にマスコミプレス発表が出てきてはいないかという問題指摘もされております。そういう状況の中で今市政運営に取り組まれておりますけれども、今回、一つにはスクラップ・アンド・ビルド方式について通告いたしました。市長演告の中で、市長はこれまでの取り組みと今後の市政運営について、今後ともスクラップ・アンド・ビルド方式を取り入れながら、市民へのサービス向上のため実現できるものから早期に着工し、実現に向けて業務のスピードアップに努めたいと考えられております。実はスクラップ・アンド・ビルド方式という言葉は私も聞いたことがありますけれども、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド方式という日本語での解釈と、そして行政サイドでのスクラップ・アンド・ビルド方式とはどういうことを指すのか、質問させていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

おはようございます。本日の答弁を開始させていただきます。

まず、スクラップ・アンド・ビルド方式、これはさきの議会で私うれしく思いました。というのも、もう10年ほど前に石井元市長さんがスクラップ・アンド・ビルド方式ということをおっしゃっていた。あの当時にスクラップ・アンド・ビルド方式というのをおっしゃった首長さんというのは、少なくとも私が知る限り余り聞かんやったですね。私はスクラップ・アンド・ビルド方式というのは、基本的にはその当時は必要な事業であっても、時間がたてば、あるいは時代が経たときに、もうこれはちょっと必要なかばんたという事業。それともう一つが、これは絶対必要かと、今せんばいかんと、あるいは5年後にはせんばいかんと、これがビルドです。そういう意味で、財源がだんだん限られている中に、本来ならばこれもしたい、あれもしたいというふうになると思います。しかし、それは許されない。したがって、この左手である、ちょっともう必要性がないねと、あるいは必要性に乏しいねといった事業については、それを縮減して、あるいは廃止をして、その分、こっちの右手の方の新し

い事業、真に必要な事業に持っていく。これが私が考えている、あるいは一般的に皆さんたちがおっしゃっているスクラップ・アンド・ビルド方式、行政のスクラップ・アンド・ビルド方式だというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

5 番大河内議員

○5 番（大河内 智君）〔登壇〕

今、以前の行政のトップの方の対応なり、今回、一般質問で同僚議員から報告がありましたけれども、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド方式、私以前、国鉄にいたるときもよくそういう言葉が使われていました。また、民間でよく使われる手法ですけれども、実はそういうふうなスクラップ・アンド・ビルドという言葉はどうしても行政の場にはなじまないわけですね。私は行政としてこれまでやってきたものをきちんと総括し、そして新しいことに臨む、それがスクラップ・アンド・ビルドと申されますけれども、しかし一方、地方自治法第1条の2には、地方公共団体の役割、国の役割として、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」という項目。いわゆる地方自治体として行政サービスをいかに住民の方々に提供するかということだろうと思っています。そういうために古いものはやっぱり淘汰し、新しいものをつくっていかうということの凝縮された言葉のようですけれども、昔の言葉に温故知新というのがありました。過去にもいいこと、悪いことあったろうし、そういう過去はやっぱりきちんと総括を踏まえながら、そして新しいものを注入するという気持ち、私はそういう言葉が必要だろうというふうに思っていますけれども、そういう中で、やっぱり行政と民間企業との違いは、民間の場合はどうしても企業経営の中で利潤を追求し、そして、その得た利潤を株主に配当するとか、さらには投資をするとかあります。行政の場合は、いただいた税金からいかに市民の方々にそれに報いるように還元するのとか、それが民間で言う株の配当に当たるだろうと思っています。

そういう中では、今回、そういう方向を踏まえて武雄市はつくられたと思いますけれども、新武雄市行政改革緊急プランが出されています。その中で緊急改革案が出されていますけれども、平成18年度から22年度の5カ年間で推進体制本部の設置をしたりという部分で、そこでは歳出歳入の厳しさで今後とも厳しい財政状況が想定されると言われています。参考までに、平成17年度の決算カード、決算状況を見た場合に、昨日もちょっと17番議員からも出ましたけれども、実は武雄市の合併後の財政力指数が0.441、実質収支比率が2.1%ありますし、積立金の現在高が79億円――下ははしよりまして、地方債の現在高が一般会計規模で259億円、特別会計入れたら448億円という報告がありました。そういう決算カードを見たときに、経常収支比率99%ありますけれども、大変行政の財政が厳しい中で、先ほどあったスクラップ・アンド・ビルドがありますけれども、この間、地方の財政の問題につきまして、実はタ

張市も例に出され、けさは奄美大島が例に出されていました。厳しい財政状況を言われていますけれども、実はこの夕張市の場合を見た場合でも、1960年代の当時の日本のエネルギー革命、石炭政策から石油政策、また、ほかの政策に政策を転換余儀なくする中で、国策であった炭鉱から、当時は観光レジャー産業への転換がされただろうし、そのためには国、北海道についても財源アップ等もなされただろうと思います。そういう意味では、一夕張市の問題かもしれませんが、当時から国もやっぱり国策として夕張市にも支援してきただろうし、問題は、そのとき一切これまで国は関係なく夕張市だけが責任だったのかと。やっぱりチェック機関である国もそこには当然指導なり勧告をこれまでもすべきではなかっただろうかと考えています。

というのは、よく地方の財政危機が言われます。今回も言われています。それはやっぱり1980年代の後半から90年代かけてのバブル経済、それから、その後のバブル崩壊の時期、そういう時期での国、地方における財政のあり方を教訓にしなければならないと考えています。景気刺激策として公共投資とか、公共事業の拡大を行いながら実はやってきた経緯があります。その当時は厳しいけれども、いずれこの投資をしておけばまた利潤が生まれるやろうということで実は公共投資ラッシュがあって、実はその見込み違いで金融破綻なり、結果的には国も地方も借金財政に追いやられてきてしまったのではないかと思います。いわゆる当時、国が財政優遇策としてきた国策に対し、地方自治体も一定の責任はありますが、私はこれまでの赤字の責任と原因について、さっき言いました以前のやっぱり反省をし、今後持つていくという方向性のためにも、やはりこの地方の財政状況の厳しさの一端には国の施策にもあったのではないかというふうに思いますけれども、市長としてどういう見解をお持ちでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は、基本的にはこれは自治体の責任だというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

5 番大河内議員

○5 番（大河内 智君）〔登壇〕

基本的には自治体の責任。しかし、基本的には国の政策でこの間行われてきて、具体的には地方にいろんな事業を展開させながら、極端に言えば、地方で投資的経費の中で公共事業を行い、その分は先々、一つの例として交付税措置で行うとか、そういう部分も実はやられた経緯があると思うわけです。だから、すべてが私は地方の責任ではないというふうに思うわけです。改めてそういうことでは、やっぱり90年代のバブル時期、それから90年代後半のバブル崩壊した時期、ここら付近をやっぱりきちんと踏まえて、国、地方と私たちは責任が

あろうというふうに思うわけです。

あわせて、実は財政が大変厳しいと言われています。先ほど決算カードの一部も紹介しました。基金、それから借入金、そういう差がありますけれども、昨日、まちづくり協議会に5,000千円から10,000千円もお金を交付しながら活気あるまちづくりをしたいという提起がされました。実はそういう中で、率直言ってどういう資金から、どういうお金から1億円近い金が出るやろうかという部分が実は気がかりだったわけです。言葉は悪いですが、今後の話の過程もあります。乱暴な言葉を使えば、ばらまき予算じゃなかろうかというお話も昨日からきょう伺っております。厳しい財政状況の中で、さっき言いました基金と借金の状況を見たときに、まちを活気づけたいという提起がありますけれども、そういう財政づくりについて、昨日の市長答弁につきましてもう少し所見をお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

市長としては、やっぱり住民の皆さんたちに負担、あるいは犠牲を強いるとき、これが左手である一方で、右手でやはりがばいであるとか、きのう申し上げたような夢であるような話をしなければいけない。これが私に課せられた市長としての役割、責務だというふうに思っております。そういう意味で、私はばらまきと言われたことに関しましては非常に心外に思っております。

その上で補足を説明いたしますと、もともと武雄市に地域振興基金条例というのがあるわけですね。これは平成18年3月1日の条例第65号です。ここに基金があります。この現在残高が約120,000千円あります。これが今までたまってきて使われなかったと。それを今回、中で議論をして、その方向性として、これが役所が一定こういうふうにしましようではなくて、各町にいろいろお悩みとかお困りとか、こういうふうにまちづくりがしたいということが私はあるかと思えます。そこが自主的にこういうのをしたいといったことに関して、私は最大限それを尊重して後押しをする、そういう意味から、仮称ですが、私はきのうのまちづくり交付金の方針を出したところであります。具体的な詰めに関しましては、今後庁内、あるいはもう少し草案がまとまった時点で議会にきちんと御説明、御報告をいたしますけれども、基本的な思想としては先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

このことにつきましては、今後また議会の場でもお互いに詰めていきたいというふうに思いますが、このスクラップ・アンド・ビルドで説明いただきましたけれども、私自身はやはり行政サービスとして、もちろんお互いですが、必要なものは検討しながらも、

むだな歳出は厳に慎むべきだろうということで取り組みをいたしますけれども、ぜひサービス低下にならないような取り組みをやっていきたいという部分、大変難しいですけれども、こういう課題も取り組んでいきたいというふうに思います。

ちょっと余談ですけども、実は市長は11月末から12月頭にかけて1週間ほどお休みいただかれました。私はこれは大変いいことだろうと思っています。人間じっくり休んで充電をして、そしてリフレッシュする、いいことだろうと思っています。そういう意味ではスクラップ・アンド・ビルドがありますけれども、そういう中では、行政関係者とか関係する職員につきましても、時と場合にはゆっくり休めるような、そういう奨励をもお願いいたしまして、次の項に移ります。

二つ目は、テレビドラマのロケセット周辺管理です。

実は私自身1年前、文化会館に島田洋七さんが直接お見えになって、当時、御船が丘小学校と武雄中学校の道徳教育の実践報告の中で、島田洋七さんから直接お話を伺う中で、自分の教訓、体験、さらには映画化された映画の宣伝等も行われました。当時、私たちがやっぱり日常忘れていたことを指摘された思いもあります。今回、武雄地区をメインロケとして今テレビ番組の放映の準備がされていますけれども、多くの方々からの賛成、賛同があるようですが、やはり事業を行う場合にはマイナスの面も出てきています。すべての方が万々歳で応援をしてもらえば結構なんですけれども、やはり事業を起こす場合にはそこには負の部分もあると思います。あえて私はこの負の部分を教訓にしてもらいたいというふうに思うわけです。

一つは、ロケセット地である朝日町淀姫神社周辺の施設管理です。あそこに朝日川というのがあります。私も今回テレビドラマセットのあの川で小学校時代泳いだし、淀姫神社の境内でも結構遊びました。今回、テレビロケの中で9月から1カ月ありましたけれども、あの朝日川のヨシ、雑草ですね。毎年9月、10月には伐採をして美しい朝日川にいたしますが、繁昌、川上地区の方々の中では実はあのヨシがまだ残っているんです。聞くとところによれば、一部はロケが終わるまではヨシは切らないでくれと、残しておいてくれということですけども、現実まだ残っています。それは、テレビロケのためにヨシの草は切らないでくれと言われたというふうにおっしゃっていますが、大変環境面でも、地元の要望の面でも、さらには朝日川の面でも、この除去作業が中止になった経緯と今後どのようになされようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

前田企画部長

○前田企画部長〔登壇〕

お尋ねの川上の朝日川の草刈りの件でございますが、例年9月から10月、ちょうどロケの期間中でございますが、その時期に県の土木事務所の方で草刈りをやっていたということ

聞いておりますが、ことはちょうどその期間がロケの期間中と合致をしたということで、ロケが終わる後にやりたいということで、これについては地元の方にも説明して理解をいただいたところでございます。県の土木事務所の方に確認しましたところ、年内には草刈りを実施するというで聞いております。

○議長（杉原豊喜君）

5 番大河内議員

○5 番（大河内 智君）〔登壇〕

十分な説明をされたとか言われていますけれども、実態はなかなかそこまでいっていないわけですね。住民説明をぜひしてもらいたいというのは、次の項の「佐賀のがばいばあちゃん」のセット建築です。実は淀姫神社の横にセット、家をつくられています。これについても当然地元の方なり地権者の了解等もあつただろうと思っておりますが、実はその畑141平米につきまして、畑をテレビドラマ用仮設建物として一時転用の申請がされています。いわゆる農地法第5条の規定に基づく許可指令書ということで、古川佐賀県知事から、平成18年8月24日付での申請の下記農地の転用を目的とする賃借権設定のことは、農地法第5条の規定に基づき、次のとおり許可するというで、貸付人、借受人、転用の目的としてテレビドラマ用仮設建物、許可する土地の表示は畑の141平米と。あわせて、次の項に、(2)項で許可の期限は平成21年9月27日までとし、許可の期限が終了したとき及びその以前においても転用目的が達成したときは、それぞれ遅滞なく農地に復元するとともに、その旨農業委員会を經由して知事に報告することとありますね。実はこういう許可指令書等のコピーをいただきました。

その中で、該当する方々がおっしゃられているのは、確かに確認はしたと。しかし、こんなに長い期間だとは思わなかったと。テレビロケが終わったら、もうそこは解体して、もとの更地にすぐしてもらえやろうと思っていたと。ごらんのとおり、行ってみれば大変家に密着しているし、本人さんたちがおっしゃるのは、期間中はもちろんだけれども、大変自分たち個人の生活の、率直言って土間を通るもので、おふろとか台所のわきを通っていくと。実際居住をしている。そういうことで実はゆっくり休めなかったと。これがずっと3年も5年もがんしておらんばらんとかいという部分。台風の後、ガラスの割れた。今も麦わら葺で牧歌的ですけども、麦わらでありますけれども、わらがいっぱい飛んでも、溝に詰まっても、結局自分たちがせにやいかんと。もう一つは、空き家ですので、今後寒くなったら不審者が泊まりに来んやろうとか、大変そういうふうな不安感も出されています。これは現実毎日住んであるんですよ。1メートルもないんですよ。30センチぐらいしかない接近している、住んでいる家につくってあるんですよ、横に。わかりますか。協力はしたと。しかし、畑もつくりたかと。市長の説明では、5年間は著作権がフジテレビにあり、それ以降は観光施設として市が管理したいとおっしゃっていました。地元の方は大変悩んでいらっしま

す。

そういう意味では、まず一つ目として、賃借契約がありますので、賃借権がありますけれども、この賃借料等はどうなっていますか。

○議長（杉原豊喜君）

前田企画部長

○前田企画部長〔登壇〕

お答えしたいと思います。

賃借料につきましては、もともと畑でございますが、先ほどありましたように、農地の一時転用ということで許可を受けておりまして、近傍の宅地の評価額を基準にしまして、市の基準で算定して支払いをしているということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

5 番大河内議員

○5 番（大河内 智君）〔登壇〕

それ以上はお互いの金銭関係もありますのでなんですけれども、一応そういうふうには実は言いつつも、お金のことも何も知らんやったと。ただ貸してくれと言われたから貸したということだったんですね。そこら付近のさっき言いました十分の説明とどういうふうな認知をされてきたのかという部分なんです。ですから、言っていますように、すべてを否定したり、頭から拒否していないんですよ。協力はしますと。できる協力はしまししょうと。精いっぱい提供もしてきたと。だから、あえて二つ目をお願いしたいのは、どうか今あるセットを川の反対側の淀姫神社の境内に移設してもらえんかという声があるんです。そういう意味では、観光施設として、観光資源として残されることについては別に否定しませんけれども、今住んで、今生活してあるその周辺の家の事情を見たときに、私はここは一考すべきじゃないかと。そこに10メートルほど移動しますけど、川向こうに、淀姫神社内に。私はそこでも別に大きな問題はないと思いますけれども、その点のお考えはいかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

地権者の方のところには私も再三御説明、御納得をいただきに参ったところであります。そういう意味で、私にとってはある意味議員がおっしゃるのは青天のへきれきでありました。ただ、これについては一定の犠牲を強いているということは私も率直に認めますので、今後、我々がこういうふうにしたい、あるいはこういうふうにしてくださいということは再度御説明、御納得をいただくこと、それともう一つは、現地をきちんと確認すること、これが大切なことだろうというふうに思っております。

その上で物理的なことを申し上げますと、あのセットというのが移設ができんわけですね。

そういうふうに移設可能にというふうにはつくられておらんわけです。したがって、あれは物理的に言うと、除却をするか、そのまま地権者、あるいは地域の方の御納得をいただいてそのまま置かせてもらうかと、物理的に言うとこの二つに一つしかなかわけですね。だから、そういう意味で、私どもといたしましては、さきの議会で答弁したように、５年間はフジテレビさんと著作権の、だから、ずっと５年置くとかはちょっと別にして、最大５年間観光の用途として置かせていただければありがたい、市長としてそういうふうを考えております。

○議長（杉原豊喜君）

５番大河内議員

○５番（大河内 智君）〔登壇〕

さっき申しました農地法第５条の規定に基づく許可指令書の許可期間が３年間ですね。もちろんこれが更新される可能性もありましょう。問題は、私が冒頭言うた、このテレビロケについては地元の方も関係団体も大いに協力されているんです。ですから、そこら付近の意も踏まえて、この事業をやるのであれば、冒頭言いましたいろんな障害、マイナス部分もあるやろうと。そこをきちんとクリアしながらしていかないと、結局、その負の部分がだんだん大きくなる要素もありますので、ぜひ地元の方とも十分説明した上に今後の対応をしてもらいたいというふうに思い、次の質問に入ります。

次は、教育行政です。この項につきましては何点かありますけど、まず一つには教育基本法改正についてです。

きょう、あしたの国会審議は今参議院で審議をされていますので、その動向がありますけれども、実はこの教育基本法改正につきまして、マスコミとか、いろんな方々の中では何でそんなに教育基本法改正を急ぐのかとか、今の学校現場、地域の状況の中で多くの課題があり、さらには、政府が行っておりますタウンミーティングのあり方などなど多くの疑問を呈する中で、そんなに急ぐ必要もなかろうという意見等もあります。過日の全国小・中学校の校長先生方を対象にしたアンケートでも、65%の校長先生方が改正案に反対という報道もされていますが、この法案の持つ意味の中で、きょう、あしたの動向もありますけれども、これが成立すれば教育業界は大きく変わるだろうというふうに思いますけれども、現時点での教育長の所見をお伺いします。

○議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○庭木教育長〔登壇〕

教育基本法の改正につきましては、現在多くの皆さん方の関心のもと、国会での先生方の議論も進んでいるわけございまして、先ほど申されましたように、きょう、あすというものがどういうふうになっていくか、私も非常にその動向を注視しているところでございます。

教育基本法が改正をされて学校現場がどのように変わっていくか、これにつきましては、

現時点で私が予測することは非常に難しゅうございます。しかし、教育の基本は二つではな
かろうかと思います。これは人格の完成と、それから平和的な国家及び社会の形成者の育成
を教育の基本理念として進めていく。これは時代が変わろうが、私たちは大事に大事にしな
がらしていかなければならない。そして、それが教育現場でどのように展開していくかと、
これはそれぞれの学校がその理念実現に向けてやっていくものだと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

5 番大河内議員

○5 番（大河内 智君）〔登壇〕

確かにまだ国会の動向もありますけれども、やっぱりこの教育問題、お互いに避けて通れ
ない課題だろうというふうに思っています。もしこの教育基本法が改正された場合には、現
場では法律的に見た場合に、学校教育法とか、さらには武雄市の教育指針も変わらざるを得
ないだろうと思っています。現在、武雄市の教育としての資料がここにありますが、
その中で教職員の資質や指導力の向上ということで、先生方がその置かれた任務と自分の向
上心について提起をされていますが、主要施策として、教育公務員としての服務規律の保持、
豊かな人間性の育成と教職員の意識改革、生徒理解に基づいた授業づくりの推進、幼・保・
小・中学校の連携推進というのが施策として18年度書かれています。そういう状況の中で、
再度ですけれども、この指導力の向上につきまして、教育長として武雄市の子供たちをどの
ように育てていかれようと思っているのか、お伺いします。

○議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○庭木教育長〔登壇〕

子供たちの健やかな成長は教職員の指導にかかわる面が非常に多いということはだれもが
認めるところでございます。現在、武雄市は「夢を持ち、ふるさとを愛する元気な武雄っ
子」の育成という理念のもとでこれまで歩いているわけですが、地域、学校、家庭
がそれぞれ持つ教育力を発揮し、そして補完、連携をする中で、子供たちに基礎的な知識、
技能をきちんと身につけさせる。そして、それを活用しながら、みずからの学びの中でみず
から考え、みずから表現するという、そういう確かな学力の育成とともに、心豊かな子供た
ちの育ち、地域の皆さん、家庭の皆さん、あるいは教職員の皆さん方の支援のもとで心豊か
な子供を育てながら、そしてたくましい体を持つ、そういう教育を通して生きる力を育てて
いきたい。そして、ふるさとを誇りに思う子供を育てると、これを大事に大事にしながら、
学校を、家庭を、地域を、みんな力を合わせながらやっていきたいと、そういうふうに思い
ます。

○議長（杉原豊喜君）

5 番大河内議員

○ 5 番（大河内 智君）〔登壇〕

そういう気持ちもある中で今学校現場も対応してもらっていますが、この教育基本法の動向ありますけれども、そういう中で、この間ずっと問題提起されたのがいわゆる人格の形成、個人の尊重があるでしょう。

次のいじめの問題ですけれども、実は先ほど教育長申されましたふるさとを思う心、市長も納得されているんですけれども、先ほど西川登小学校矢筈分校の子供たちの寸劇の例を出しました。西川登小学校矢筈分校 1 年生、2 年生、4 人の子供が矢筈分校大好きと。地域のおばさんたちが一生懸命教えてくんさっけん、大好きと、西川登大好きと言っているんですね。私も矢筈分校には数回訪問したことございますし、今回も行って見たときに先生申されました。これは難しいことを教えているんじゃないと。例えば、宮沢賢治の詩も朗読していました。自分は授業の一環として表現、そして文章の読み方、そして地域でおばあちゃんたちと交流をしていることを素直に舞台上演しただけのことですと。多分これはケーブルテレビでも放映されると思いますけれども、私は先ほど教育長申されました、本当にふるさとを思う一人一人の子供を大事にしたいということをこの間やってこられたし、やっていただきたいと思いますけれども、実はいじめの問題が多く触れられています。いろんな状況の中で、やっぱり家庭の問題が出ています、家の問題が。私は過日、ある会合で熊本大学の先生から言われました。家庭教育はなべ料理からと。なべ料理、なべは 1 人じゃ食えんもんのと。そこで家族の触れ合いがあって、子供たちと対話できるから、家庭教育はまずなべ料理からという例も出されました。

そういう中で、今回いじめ問題は多くの方が言われていますので、1 点だけです。

実は武雄市内にお住まいの松尾三紀子さん、佐賀新聞に投稿されていますね。この方は私も直接お会いしてお話しさせてもらいました。11月10日と12日に有明抄に載っておりましたね。それから、本人さんも11月27日、実はその見えないいじめの実態ということで原稿を投稿されています。松尾さん自身も子供さんが小・中・高とずっと3期にわたっていじめを受けてきたと。親子で苦しんできた。いろんな対応もあったと。その中で、現在も言われていますけれども、一つだけ強調されたのが、取り組んでもらいたいとおっしゃったのが、先ほどあったように、地域の方々の支え合いもしてほしいということでした。よく武雄市内でも子供は地域の宝と。親は地域で大人として支え合おうということがありますが、残念ながら、この武雄市内でも子供さんは学校でいじめられ、その保護者、親は地域でいじめられているということを私はお伺いしました。教育委員会としてこのような状況を把握されたのか、またはそれは単なるうわさなのか、お尋ねします。

○ 議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○ 庭木教育長〔登壇〕

いじめ問題につきましては本議会でも報告をさせてもらっておりますように、11月現在で7件の報告をさせてもらっております。今議員御指摘のように、親子でいじめということについては、私ども率直に言いまして、その保護者の皆さんの地域でのことについては詳しくどうこうだというようなことは聞いておりません。しかし、いろいろと保護者の皆さんの中では、自分たちの子供さんを通して非常に苦しんでいらっしゃるということは十分学校の方からの連絡で受けまして、地域の民生委員の方々にもお願いをし、その相談にも乗っていただいております。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

相談にも乗っていただいている。以前この場で申されました早期発見、早期対応ということもあっています。結構この話は早かったんですね。ごく直近ではありません。1カ月、2カ月、もっと前から実はこの話はあっていたんです。だから、うわさを聞くとか、そういう話がある、子供から聞いている。結局、保護者も子供さんも悩んでいると。そういうときに、ちょっと今の話では伺っているけど、今民生委員さんに相談している。そうでしょうね、手続上は。こういう問題はもっともっとやっぱり地域の方々も連携しながら、地域での子育て支援とか、いじめ対策も必要だろうというふうに思いますけれども、教育長としていかがお考えですか。

○議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○庭木教育長〔登壇〕

議員御指摘のとおり、全くそのとおりだと思います。

ただ、このいじめ問題等につきましては非常に慎重さというものが必要でございまして、常にオープン、オープンということではいい場合と、非常に難しいわけでございます。ですから、先ほど申しましたように、関係の皆様方にもお願いもし、また、教育委員会としてもできる限りの中で行わせていただいているということで御理解をいただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

ちょっと歯切れが悪いようですけれども、できる限り、確かにそうですよ。できる限りです。このできる限りで遅くなったり、対応がちゅうちょしたりという部分があるわけですね。ですから、大変難しいかもしれませんが、現にそういう話が出ていると、おうちの方も子供さんもいじめられているという部分であれば、私は早期に対応し、善処すべきだろう

と。難しいかもしれんけれども、ここをせんといけないだろうと思っています。

そういう中で、実は今回、先日の11日、3番議員から質問があった中での市長と子どもと語ろう会の話がありました。マスコミでも発表されていますけれども、各自治体の首長が、市長とか町長が一つの事案について、事柄について学校訪問されるという、なかなかマスコミの発表はないわけですね。例えば、行事、イベント、入学式とか、何かのお祝い事とかですね。過日、樋渡市長は自分が母校やからということで子供と語ろうという会をされました。しかし、今回そういういじめというテーマ、具体的な学校教育、学校現場のテーマの中で学校に訪問されることについても、ちょっと11日の日には、学校現場に行くことが政治介入とか、パフォーマンスとかいう意見もあったと市長はおっしゃいました。学校教育方針や対応につきましては、率直言って武雄市の場合でも、どこの行政でもそうですけれども、市長部局と教育委員会部局に分かれていますよね、基本的に。だから、市長部局で行う行政のあり方と教育関係を扱う教育委員会部局の関係では、基本的にはお互い責任体制は一応明確にされています。そういう中で今回、学校現場に直接市長が出向かれることが、マスコミでは市長と小学5、6年生が直接語ろうということになっていますけれども、さっき言いましたように、政治介入とかパフォーマンスとかも言われたということも言われました。大変難しい問題だろうと思っています。この取り組みにつきまして、改めて市長の見解と教育長としての見解をお尋ねいたします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

市長と子どもと語ろう会について御答弁申し上げます。

さきの山口裕子議員のときにお答えしたとおりであります。私としては、教育委員会が主催で、なおかつ教育長にも御同席を賜って、その中で大人の世代、そして私は市民の代表という立場があります。そういう意味で、生で自分の言葉で思いやりの気持ち、あるいは命の大切さ、この年代、割と子供と重なっておるわけですね。そういう意味で、私は自分の言葉で語りたい。そして、どういったところに悩みがあるか、子供たちの嘆きがあるか、あるいは喜びがあるか、それを直接聞きたい、そういう思いで私は教育委員会に相談をし、教育委員会主催で子どもと語ろう会という運びになった。これいろんな批判もあるというのはよく承知をしております。しかし、私としてはそこに飛び込んでいきたいという真摯な思いで、今回の会をあえて開催を決意、決断をしたところであります。

○議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○庭木教育長〔登壇〕

子供たちは地域の皆さんの温かい空気の中で育つものであります。今回、市長に学校でお

話をいただくということは、市民の代表として地域の皆さん方の気持ちも代弁していただくだらうと実は考えたわけでございます。そして、その中で市長も申したいと思っていましたが、みんなはつながっているんだよ、これを今回特に子供たちにお話を申したいと思いますが、そのことを教育長としてもぜひ伝えていってあげたい。きょうの佐賀新聞には新富先生の記事が載っていましたが、ほっとする大人の姿勢が子供に非常に役に立つんだよという趣旨の記事が載ってありました。このところを今回は教育長としてねらってみたいと思っています。

○議長（杉原豊喜君）

5 番大河内議員

○5 番（大河内 智君）〔登壇〕

学校現場では日々時間、いわゆる教育のプロの方が子供と接されています。私は今回、市長が「市長と子どもと語ろう会」、学校現場に向かわれますけれども、批判ではありませんけれども、子供たちと1時間か2時間ほど話したぐらいで、なかなか子供は本音のところは話さないと思うわけです。その行こうという気持ちはとるにしても、やっぱり私は教育のプロがやっている中で、そういう意味ではここにある市長と語ろう会、思いやりの心や命の大切さを訴えるとありますけれども、私さっき言いましたように、基本的には行政部局の中で教育委員会部局、こういう部分が運営をしている中で、今回行かれるんやったら、子供の声もありますけれども、学校現場の状況、環境等もぜひ触れ合いの中で今後の教訓にしていただければというふうに思っております。

次に、学校評議員制度についてですけれども、これにつきましては、平成12年度から武雄市内開始をされました。この制度目的等ありますけれども、実はこの項は1点だけです。

本当に学校評議員制度がその制度として成り立っているのかと。私も平成14年度から小・中学校評議員制度にかかわらせてもらいましたけれども、実は校長の権限と責任でこの制度は運営されているわけですね。今いじめ対策問題とか学校の運営とかありますけれども、なかなかこの間私が行ったときには具体的には出なかったわけです。この評議員制度につきまして、こういう状況の中で、これまでの教訓を踏まえてどのように運営する方を指導されているのか、お伺いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○庭木教育長〔登壇〕

学校評議員制度は、先ほど議員御指摘のとおり、平成12年4月の学校教育施行規則の改正に伴いまして設置された制度でございますが、学校評議員の役割として、武雄市立学校評議員要綱には4点掲げております。まず1点目は学校の教育目標や計画に関すること、学校教育活動の実施に関すること、学校と地域社会との連携に関すること、それから校長が特に必

要と認めること等について、学校評議員会に学校長の方から課題を提示いたしまして、学校のよりよい経営を目指して評議員の皆さん方から御意見をいただくということでございます。

今議員御指摘のとおり、学校評議員制度が100%機能しているというようなことは、私はそれは発揮されておりますということは毛頭言えないようでございます。それぞれの学校の御事情等もありまして、開催等が偏ったり、あるいはそこで提言されるものが少し重い、軽いというものになったりしていることは十分認識をしております。再度この学校評議員制の原点に返った話を校長会でも話題にしながら、よりよい学校経営を目指した外部の皆さんの御意見を承る学校評議員の目的に合うものに育てていくといたしますか、大事にしていくといたしますか、やっていきたいと、そういうふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

この学校評議員制度に基づいて会議をするときに、校長から資料がどんと出ます。今、子供たちの置かれた状況、授業の点数は幾らとか、レベルがどのくらいとか出ますけれども、問題は、それでどうしても一方通行に終わってしまうわけですね。確かに日常から学校との中身の精査をしていない中では報告を受けるのが精いっぱいだろうと思います。しかし、その制度を活用しない限りは、そこでも単なる制度に終わってしまいますので、ぜひそういう意味では今後現場指導をお願いしたいと思います。

四つ目に、中高一貫校です。これも昨日9番議員から質問がありましたので、一定方向は出ました。

その中で数的には420名の応募があったという部分で、実は武雄市内の場合には小学校6年生該当が630人のうちに273名、率でいけば43%の子供たちが受験されると。そういう意味では大変率が上がっていますけれども、そういう中で、実は今回、日程等が言われていました。きのうは日程は説明されませんでしたけれども、第1次選抜が1月20日、発表が1月27日、抽せんが28日というふうに言われていますけれども、この日程に間違いございませんか。

○議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○庭木教育長〔登壇〕

今議員御指摘のとおりでございますが、実は1月28日に第1次選抜通過者による抽せんによって入学予定者が決定をされるわけですね。その後、入学予定者は入学意思確認書というものを提出することになります。これが1月28日から31日まで。これは中学校に出すことになります。そして、今度は市町教育委員会へ実は届け出を出すこととなりますが、これが2月23日でございます。そういうふうな日程になっております。

○議長（杉原豊喜君）

5 番大河内議員

○ 5 番（大河内 智君）〔登壇〕

実はこれ 9 番議員も指摘をされていますが、こういうふうな子供たちの数が拮抗する中で、実は学校現場における 6 年生の集団生活のあり方や地域に及ぼす影響や、そして不合格の中での親御さんなり児童への対応の仕方です。学校現場の対応も大変悩まれているのではないかと、いうふうに思いますけれども、そういう意味では地域における協力の増強がありますけれども、学校での先生方の対応の仕方、あわせて、この中高一貫教育校の関係で地域の教育力のアンバランスも言われています。それは、例えば武雄青陵中学校に行きたくとも交通事情の関係でなかなか行けないとか、もし合格して行けるにしても、朝晩の通学関係の交通手段がとれなくて大変やとか、また一方では、親が仕事の状況を変更しながら送り迎えせにゃいかんとか、そういう意味では、結局そのために受けることができないとか、いろんな家庭経済とか、地域の教育力のアンバランスが出てきはしないかという要素も出てきています。そういう意味で、現場における指導なり、そういう家族の悩み等につきまして、教育委員会はどうのように把握されていますか。

○ 議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○ 庭木教育長〔登壇〕

議員の皆さん方も中学校から高等学校に御進学なさるときの気持ち、これを思い出されますという、ああ、自分もちょっと不安になったときがあったな、だれでもおありだと思います。現在も中学 3 年生は、やはりそのころになるといろいろと不安も訴えているというのも事実でございます。今回、県立中学校の開設に伴いまして、小学 6 年生がそういう機会が今度めぐってきたわけでございます。

校長会で話をいたしました中で、当然気持ちの上で不安な子供も出てくるかもわからない。十分その辺については 6 年担任としては、あるいは学校全体の職員体制としては、動向を注視しながら、もしそういうことを気づけば、何か悩みがないかなとか、あるいは一緒に遊ぼうかなとか、いろんなそういうムードづくりをやってほしいということを申しました。これまで以上に県立中学校開設に伴って、そういうことがないような、そういう学校環境づくりというものは求められると思います。

また、教育のアンバランスということで御指摘がありましたが、確かに物理的に、あるいは地形的にはあるかもわかりませんが、これは議員各位御承知のとおり、子供の目当て、あるいは親の考え方等によってするわけございまして、それで教育のアンバランスということとは非常に私としては考えにくいなと思っております。

○ 議長（杉原豊喜君）

5 番大河内議員

○ 5 番（大河内 智君）〔登壇〕

生じないとおっしゃっていますけれども、現実そういう声も出ているわけですね。

その中で、小学校、中学校は今義務教育ですよ、これは9年間義務教育ですよ。県立中学校、高校は6年間ですね、中高一貫校で。その中で、実は市立中学校と県立中学校が市内に競合するわけですが、今、文部科学省なり県教委の関係ではゆとり教育の見直し等が言われています。県立中学校のメーンスローガンには、6年間のゆとりを持った学校対応をしていこうと言われています。市立中学校ではゆとりを見直そうと言われています。多分義務教育の期間は一緒だろうと思いますけれども、この点、義務教育期間における武雄市内での県立中学校、もちろんこれは県教委の関係ですけれども、県立中学校、さらには市立中学校、ここら付近の解釈なり指導方につまましていかがお持ちですか、御見解をお尋ねします。

○ 議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○ 庭木教育長〔登壇〕

県立中学校のゆとりというとりえ方につまましては、6年間という教育課程の編成上にゆとりがとりやすいと。義務制の場合のゆとりというのは、これはまたいろいろそれぞれの学校が教育課程を編成する中で、3年、6年という中でのゆとりということでどの学校も頑張っているわけでございます。その一つに、旧武雄市におきましては2学期制というものを導入いたしまして、総合的な学習の時間、あるいは子供たちの絶対評価の導入、あるいは一人一人に応じた指導の徹底ということでのゆとりというようなことでこれまで歩いてきてあったわけでございます。

○ 議長（杉原豊喜君）

5 番大河内議員

○ 5 番（大河内 智君）〔登壇〕

確かに初年度であり、この近隣、武雄市でも初めての対応で戸惑いがあるかもしれません。ぜひ地域や学校で混乱が生じないような指導なり助言をお願いして、次の質問を行います。

最後に福祉関係です。保育所の民営化計画につまましては、昨日、9 番議員からも若干質問がありましたけれども、もう少し中身をお聞きしたいと思います。

実は今回、朝日保育所、朝日第二保育所、若木保育所の民営化計画の内容が出ました。その前に東川登、西川登保育所の民営化、統合があり、今現在、新しい統合された保育所が設置工事をされています。実はこれまで地域の子育てのための役割は、どこの地区の保育所でも多くの成果が、また子供たちへの影響があっただろうと思います。例えば、今回の朝日第二保育所につつましても、昭和30年ごろ川上で保育所がつくられ、そして昭和50年に現在の黒尾の方に新しくつくられたわけですね。いろんな環境もあった中で、地元の方も土地の提供とかも含めて保育所も設置をされてきただろうと思っています。

問題は、今回この保育所の統合なり民営化の計画が出されていますけれども、この変更等が物すごい早いペースで行われてきており、実は昨日の9番議員の質問の中でもちょっと行き違いがあったようですけれども、そのくらいなかなか、私議員につきましても十分熟知をしていないことがありました。改めて平成12年9月に実施計画を出され、そして15年7月に改正をされ、それに基づいて16年1月に東西川登保育所の、もちろん当時は民営化するための公募をするというふうになりました。その時点では武雄と朝日、朝日第二保育所の関係は公立で運営をしていくと。武雄は単独で新しくつくる、朝日と朝日第二保育所は統合して新しくつくるという報告でした。その後、12月議会の現在9番議員の質問の中で、当時の市長は財政健全化計画でこれを見直しましたというのが急遽出たわけですね。議員につきましても、たしか12月7日に資料が来ています。当時の旧武雄市で財政健全化計画という中で、見直し要項の中に実は急に入っていたわけです。

そういう中で来る中で、今回、18年の6月にまた保育所の役割及び管理運営に関する計画というのが具体的に出されてきていますけれども、問題は、率直言って目まぐるしく改正がされてきており、議会とか保護者や住民の方に本当に十分な説明責任がなされてきたのかという危惧をしています。地元に対しても一定説明をされたんですけれども、東西川登保育所のときに平成12年の部分を説明されて、当時、平成14年2月ごろには保護者の方々が直接アンケート、お互い意見交換をしながら、この西川登保育所のあり方について集約されました。参考までに見せてもらったら、当時28名のアンケートの集約の中で22名の方が公立で残してほしいというのがありました。もちろんその後、お互い話し合いになり、その中で協議会を設置され、そして最終的に今統合されて運営されていますけれども、問題は、大変地域の方にも大事であり、子育ては地域の問題ですので、地域の方、保護者の方には説明をすべきですけれども、今回のこの朝日、朝日第二保育所の統合、民営化、そして若木保育所の民営化についてどういうふうな説明を具体的にされたのか。昨日ちょっと説明いただきましたけれども、改めてお尋ねいたします。

○議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

○中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

朝日保育所、朝日第二保育所の統合、民営化についてでございますが、先ほど議員から述べられましたように、平成16年の12月に一定の行政サービスを維持し、赤字再建団体への転落を回避するため、財政の健全化に向けた具体的な方策及びその目標数値を盛り込んだ武雄市財政健全化計画が策定されました。その中で、朝日保育所、朝日第二保育所については統合、民営化するということで方針変更がなされ、平成16年12月の議会で前市長から統合化、民営化の方針が出されたところでございます。

これを受けまして、新武雄市になりまして、6月でございますが、公立保育所の役割及び管理運営に関する計画を策定いたしまして、朝日保育所、朝日第二保育所の統合、民営化の計画をつくったところでございます。同じく若木保育所についても民営化ということで計画の中でうたっているところでございます。

それから、地元への説明ということでございますが、朝日、朝日第二保育所関係では、平成18年8月28日に朝日統合保育所設置推進代表者会議を開いていただきまして、民営化の方針、目的等について説明申し上げたところでございます。この前段で地域の代表の方に御相談申し上げまして、こういう推進代表者会議の設置をお願いしてきたところでございます。また、9月21日でございますが、朝日保育所及び朝日第二保育所の愛育会、保護者の方でございますが、同じように民営化計画の説明をいたしているところでございます。それから、10月13日に朝日統合保育所設置推進代表者会議第2回会議で、地元からの要望等をお聞きする中で、どういうところに設置した方がいいのかということで御意見を賜りました。地域のまちづくり計画がございまして、そういうところからの要望、それから保護者からの要望等ございました。朝日小学校周辺に設置した方がいいという御意見を賜ったところでございます。

それから、若木保育所の関連でございますが、9月7日に民営化に関する地元代表者会議を開催していただきまして、ここに代表者会議の設置をまずお願いしました。それから、保育所民営化計画の説明と目的の説明をいたしたところでございます。それから、9月27日に若木保育所愛育会、保護者の役員さん、対象ですが、同じく説明をいたしました。それから、10月5日に保護者の方に集まっていたいただきまして、計画の説明をいたしたところでございます。続いて、11月17日に地元代表者会議を開催していただきまして、今後の進め方について協議をいたしたところでございます。

いずれにいたしましても、地元の理解を得ながら進めたいというふうに考えているところでございますので、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

昨日も古賀副市長の方から説明いただきましたけれども、今さらに具体的に説明がありました。一番最後の項に、地元の理解を得ながらとありました。地元の方々に直接関係する保護者の方々に聞いた場合に、参加もしていないけれども、逆に言えば、参加した方も、結局、もう計画イコール実施やから、もうどがんされんもんね、もう決まったっちゃろうもん。要望もへったくりもない。民営化する、それしかなかごと言わるっぎどがんされんもんね、自分の気持ちを言われんもんねと実はあるんです。極端に言えば、もう民営化は決まってるし、後ほどお伺いしますけれども、もうそこで委託された運営業者さんも決まりよらんか

いと、そこまでもう流れているんですよね。流れているんです。そのくらい説明の仕方が、ややもすれば十分理解をしていこうという地元の方に……。

最後に市長、そういう意味では、さっき言いましたように、十分説明をされていますけれども、もう決まっちゃろうもんと、説明イコールもう実施と。自分たちの気持ちを本当に理解してもらえるかとあるんです。それは統合の関係も含めてですけれども、そういう意味では、実は資料として公立保育所の民営化の推進とありますけれども、この中に保育所運営における経費の大半が人件費であり、公立保育所では児童１人当たりの運営経費が私立の約1.3倍になっているという、この1.3倍という根拠はどういう分ですか、お尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

○中原福祉保健部長〔登壇〕

計画の中に今議員御指摘の表現をいたしております。平成17年度決算ベースで公立と私立の運営費の比較をいたしております。公立保育所の場合は実際に保育所運営に要した経費の額です。私立保育所の場合は、保育所運営に要する経費として、国が示す支弁額により市が負担をしております。その額の比較をいたしております。その結果、公立の運営経費が私立よりも大きいということで、比較をいたしますと1.3倍に当たるということになります。

○議長（杉原豊喜君）

５番大河内議員

○５番（大河内 智君）〔登壇〕

実はこの公立保育所の役割及び管理運営に関する計画、これ福祉生活常任委員会に配ってあるですかね。自分たち一般議員は、行って、コピーしてもらわんととれなかったわけですね。その中で初めて資料の中に出たんですよ。実は民営化するための趣旨とか根拠が出されています。これ常任委員会でも議論していますけれども、私自身はこの1.3倍という根拠がわからんとです。ただいまおっしゃった１人当たりの経費とか17年度ベース、ずっとありました。こういう部分をもっと具体的に地域の方にも説明してもらわんと、ただ高っかもんのと、高ったもんのと、しょんなかもんのと。ここら付近をきちんとやっぱり言ってもらわんといかんと思うわけです、民営化するための根拠を。例えば例ですけれども、人件費が高いとおっしゃったら、そしたら、同一年齢で25歳程度の計算はどうかと、私立保育所の方の平均年齢、それをこっちに比べた場合どうなのかと、年齢ベースで、勤続年数で。そういう部分は抜きにして、ただ高いもんねと言うだけでは、もう少し議論の余地がありますので、これは後ほどまた検討させてもらいたいと思っています。

いずれにしても、そういう中で今回、９月議会で児童福祉費の項目の中に報償費として保育所運営事業者選定委員謝礼として250千円計上されました。今後の日程上で１点だけ質問ですけれども、実は前回、東西川登保育所の関係で公募の扱い方、選考委員のあり方、ずっ

と説明されたですね、最終的に。たしか全員協議会でもあったらと思うんですけども、今回一つだけ、選考委員のあり方についてはどういうふうになされるつもりですか。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩いたします。

休	憩	11時28分
再	開	11時40分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

中原福祉保健部長

○中原福祉保健部長〔登壇〕

申しわけありません。保育所の選考委員の構成でございますが、行政3人、社会福祉関係者3人、法人経営・有識者1名、地元代表1名、計8名で構成する予定でございます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

東西につきましては、たしか9名ですね。9名の選定になりましたけれども、この点につきましては、今後もう少し常任委員会等でも議論されますけれども、議会にも報告をお願いしたいと思っています。

若木の保育所です。若木保育所は大変若木の方が心配されています。若木保育所がなくなっちゃうなかろうかという分。若木を大事にしよう、若木に住んでいこうと、若木に住んでよかったという、定住するためにも、実は保育所が民営化されたら廃止されるんじゃないかという不安も出ていますので、そういう意味では、財政面厳しいかもしれませんが、ぜひ若木に定住者をふやし、子供たちをふやすためにも、どうしても公立でもいいから保育所を残すというお願いをしたいし、最後1点です。

実は昨日ありました、今もありました朝日の保育所関係で統合、民営化ありますけれども、統合の場所です。これは昨日ちょっと9番議員も質問されていますけれども、再度統合される保育所の場所と朝日町民グラウンドの扱い方について御質問いたします。

○議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

建設する場所でございますけど、これにつきましては、地元の方たちと協議をずっと重ねております。また、愛育会の皆さんとも協議をしております。その中で今声として出てきているのは小学校の周辺と、小学校、そして公民館、そしてまた老人の方たちの憩いの場、そういうものをセットにつくったらどうかという意見が非常に強い意見として受けとめており

ますので、私たちもその方向で今検討しておるところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

ぜひ朝日町民の方々の意向を踏まえて、今後取り組みをしていただくことをお願いして、一般質問を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

以上で5番大河内議員の質問を終了させていただきます。

次に、8番上野議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

本当にあと何分かというところで、どこまで言えばいいのかなと思いながらやっておりますけれども、本当に前段だけを聞いていただきたいと思います。

きょうはもう4日目になりますし、私の質問いたしたいと思います教育問題についても、多数の議員からいろんなことについて論議もされております。いじめ問題についても本当にたくさんの論議がなされました。でも、なおかつ私はしたいことがいっぱいありましたので、提言をいたしたいと思っております。

本当にこの昨今の毎日暗いニュースばかりある中で、一つだけ、私は武雄市であら本当よかったなと思うことは、市長がいち早く子供たちのために動いてくださったこと、対話集会なり、子供たちの前に行って実態を見て話を聞いて、早々に活動をされたということに対しては本当に感謝しております。また、住民の方からよかったねという声も届いております。よかったなと思っております。

本当に今になって、あちらこちらでいじめの問題についていろんなことが話され、子供たちに目が注がれ、社会に目が注がれて考えられてきたことに対して本当によかったなと思います。でも、これが本当にもうちょっと早かったら、こんなに痛ましい事故が起こる前に解決ができたんじゃないかなという気もいたします。でも、今からです。これからまだまだいろんな社会になりますし、子供たちも大変な状態になっていくと思います。だから、今ここで私たちも真剣になって未来をつなぐ子供たちのために、健康で健やかに育つ子供たちのために、私たちは頑張って社会づくりをしていかなければならないんじゃないかなと思っております。そのために、私はきょうは武雄市の子供たち、それから周りの学校内のいろんなことを見て、聞いて、感じて、そして、きょうはどうしてもこれだけは提言をしなくてはいけないということをしてしたいと思っております。

まず、いろんないじめ問題については先ほどの議員の御返答にもありましたように、いろんなことありますので、それぞれ議員さんたちももうおわかりのことと思いますし、周知のことと思っておりますから、いじめの動向について、実態については省かせていただきます。

私は、学校内に絞って質問をいたしたいと思います。今、学校内ではこのいじめ対策、いじめ問題、この大変な時代に対してどのような防護策をなさっているのか。また、これからどうしていったらいいのかということで、今、学校の防護の実態についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○庭木教育長〔登壇〕

学校の今取り組んでいることということについてでございますが、この子供たちの問題にいじめを含めまして、問題等についての取り組みが新しい取り組みということではなくて、これまでもそれぞれの学校の教育課題について取り組んでいるのは、これは十分これまでも取り組んできているわけでございます。しかし、昨今のこのいじめ問題等について社会現象的に大きく取り上げる中で、やはり学校現場としては危機感を持たなければならない、これをまず共通認識のもとで動いているわけでございます。

これまでもいろいろと議論の中で申ささせていただきましたが、やはり早期に感知をし、早期に動くと、基本的にはこれに尽きるとっております。そのためには学級担任を中心にして教職員組織の連絡協調の風土を各学校につくるということがまず何といっても必要であります。教職員がばらばらでは絶対にそれは予防にはならないと。そういうことで今各学校も取り組んでいるわけでございますが、具体的には、これまで以上のいじめ問題等、問題行動についての教職員の連絡会、あるいは職員朝会、あるいは職員集礼での学級経営における忌憚のない意見交換、あるいはPTAの皆さん方への学校校長からの情報発信、あるいは具体的にいじめ等に悩んでいる子供たちの親さんとの情報の共有というようなことで取り組んでおりますが、十分それが機能しているかどうかという評価になりますというと、それぞれ見方、考え方によりましていろいろと御異論もあろうかと思えます。しかし、各学校現場におきましては、今教職員が持てる力を総動員しながら当たっているというふうに私は理解し、これからもそういう指導を進めていきたいと思えます。

○議長（杉原豊喜君）

8 番上野議員

○8 番（上野淑子君）〔登壇〕

先生方が努力されていることは本当によくわかります。今現場にいて私たちもいろいろな先生方とも話し合いをし、いろんな要素を聞いてまいります。本当にいじめというものは表面に出てきてからでは遅いし、表面に相談に来る、話に来る子供たちというのはまあ軽いうちといいましょうか、治療ができるという子供たちだと思います。現場は子供たちにとってそうではないと思います。先ほど来、いろんな議員から話も出ておりますし、新聞などでもいじめの問題の一番は家庭です、家庭を大事にしくちゃいけないというのはなっております。

す。今、現場は地域力を求めておりますし、家庭での家庭力を求められております。そしてまた、学校にも学校の力を求められておりますが、家庭は、全部の家庭とは言いませんが、一部の家庭は本当にもう崩壊状態の家庭がふえてまいりました。そしてまた地域も、先ほどの矢筈分校のお話が出ておりましたけれども、本当に温かく100%地域力を発揮する地域もあるかと思えば、全体的には地域力は低下して、我が、我が、人のことはどうでもいいというふうな地域にだんだんなっているような寂しい感じがする。学校は学校で、今おっしゃったように、教育長おっしゃるように、いろんな面について先生方は頑張っているけれども、本当にいろんなたくさんの問題が学校に押し寄せてきて、先生方はもう本当に精いっぱい状態であるということを現場でお聞きします。また、学校の子供たちの様子を見ておりまして、私たちが10何年前に勤めておりましたときにはそうでもなかったですけど、今、1年生に入学してくる子供たちの状態を見ても、本当に子供たちは変わっています。子供自身は変わらないと思いますが、子供を変えているのは大人だと思いますけれども、本当にああ、これが1年生やろうかと思うような言動を発したり、本当に手が要るといいでしょうか、簡単に言えば手が要るといいでしょうか、大変な状態の1年生が入ってくるところもあります。

そんな中で、先生方は、以前私が話したところによりますと、いじめの問題をどがん思うね。そしたら、いろんないじめの問題があっているいろいろな世間では新聞でも騒がれている。ニュースもある。どこでいじめの問題、いじめ相談という看板もある。何でもできている。でも、いじめは減らない。見えないところでいじめは今も進行している。子供たちは困っている。どこに相談していいかわからないでいる。そしたら、家庭はと聞いたら、家庭ではどうしようもないところがー本当にうまくいっているところは問題ではありません。今私が発言しているのは何%かのところだとは思いますが、でも、家庭でも子供は寄り添う場所がない。寄り添う人がいない。地域でも寄り添う人がいない。学校に行っても寄り添う場所もない。寄り添う人もいない。先生方はみんなもう30人、40人の面倒を見る。そして、いろんな問題を抱えながらもうばたばたして、一人一人の子供さんたちに相對しながら話し合いをし、心を温めてやりたいと思う気持ちは十分持っているけれども、現実的にそれができない。それが現場だということです。

そしたら、どがんすっぎよかろうか。そしたら、人手が欲しい。人手が足りない。例えば、どんなことだろうかと。いろんなことを話もしに参りました。じっと考えてんて。あなたたち子供のときどがんやったねとか聞かれたら、ああ、はっと私は思ったんです。私の学生時代、皆さんの学生時代、子供のころ、一番行きやすかったところはどこだったでしょうか。何かあったときにちょっと行ってみようかな、きょうはちょっと行きとうなかね、ちょっとあそこに行っておこうかなという場所があったと思います。それは保健室です。保健室はどんなときだって逃げ込めます。頭痛なくなっても、頭痛かと言うたら、保健室で寝せてくれ

る。先生はそれで保健室で済みよった。今も現在保健室は子供たちで満員です。それで、本当に先生方がおっしゃるには、現場ではもういい。もういろんな相談所ができた。さあ、何ができた、かにができたじゃなくて、現場に人手が欲しい。そこに心の寂しい、本当に心の弱い子供たちのために、そこにどなたか優しい人がおったださるだけで問題は解決できると思う。その人手が欲しい。私はそれを聞いたときに、本当だなと思いました。子供たちにあれもしてやろう、これもしてやろうじゃないんです。子供たちが本当に欲しているのは、自分の横に寄り添ってくれる優しい人がいる。それだけで十分だと。だから、それがどのようなになっているかなと今教育長にお聞きしたんです。教職員の担任だけではどうしてもそれが回らないというのはもう昔からわかっています。今はカウンセラー制度とか、スクールアドバイザーとか、いろんな制度がありますが、そこら辺が今どのようなになっているのかをお聞きしたいのです。

○議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○庭木教育長〔登壇〕

スクールカウンセラー事業、あるいはスクールアドバイザー事業というのがございまして、現在、臨床心理士の資格を持った方々が各現場に巡回をしております。スクールカウンセラーという事業でございまして、これは国が全額財政支援をいたしましてやる事業でございまして、これまで佐賀県は中学校区に1名配置をいたしまして、小学校も巡回ということで回っております。

ところが、このスクールカウンセラー事業というのは、もともとが中学校の生徒たちへの相談事業であったということで、佐賀県は小学校までしておった。これが国の方から指導がありまして、次年度からはこのスクールカウンセラー事業の趣旨に戻るとということで、中学校だけに実は行かざるを得なくなるようでございます。そうなりますというと、私どもの武雄市では5校あるわけでございますから、この5校の中で2校に1人ということで配置がどうもなされそうだと。そして中学校の相談事業をやると。

そしたら、小学校はどうなるかと。これは小学校の方はこれまでありましたスクールアドバイザー事業ということがここに来るわけでございますが、これは県と市が半分半分の財政負担と申しますかーで行う事業でございます。これで小学校の方を巡回指導ということで行くということで、私どもといたしましては、現在は1名がこのスクールアドバイザーということで川登中学校区に現在はやっているわけでございますが、このスクールアドバイザー事業の方をなるべくふやしていただくというようなことで、今、財政の皆さん方にもこの学校の実情等、あるいは児童・生徒の実情等を訴えて、次年度に向けてお願いをしているところでございます。

今議員おっしゃるように、とにかく子供の世界が変わっている、変わっていつていると。

そのところをやっぱり我々社会を進めている大人としては認知をし、それに誠心誠意対応する体制をとっていきたいなと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

質問の途中ですが、議事の都合上、午後１時10分まで暫時休憩をいたします。

休	憩	11時59分
再	開	13時 9 分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

８番議員質問を続けてください。８番上野議員

○８番（上野淑子君）〔登壇〕

先ほどに引き続き質問いたしたいと思います。

先ほど教育長の方より改正案についての説明がありましたが、現状態ではどのような活動をされているのか、それぞれの学校に大体平均どのくらい行かれているのか、実情をお尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○庭木教育長〔登壇〕

スクールカウンセラーの実情でございますが、１日当たり４時間の70日ということで年間280時間ということであります。

今、これまでの実績で申しますと、中学校には１校当たり139時間ぐらいになっておりまして、35日ばかり訪問してもらっております。それから、小学校が１校当たり平均実施時数が約63時間でございますから、１校当たり16日くらいですね。それぐらいになります。

どうのことをスクールカウンセラーはやっているかと申しますというと、カウンセラー等に関する教職員、保護者に対する指導、助言ということで、これは相談活動の力量アップというようなことで教職員の方には校内事例研修等にも参加し、指導、助言をしてもらっております。それから、保護者の皆さん方にもいろいろなお話を聞きながら、子供さんとの対応の仕方等についてもいろいろ指導、助言をさせてもらっております。

それから、児童・生徒のカウンセリング等のことでございますが、これはやはりいじめ等、あるいは不登校も含めまして、相談活動、子供たちの直接の訴え等にも耳を傾けながら、子供たちとの接触を通して、子供たちの回復、元気づけというふうなことからして頑張っております。

○議長（杉原豊喜君）

８番上野議員

○８番（上野淑子君）〔登壇〕

ありがとうございました。それでは、学校に毎日というわけじゃなくて週に2日ということで、飛び飛びでかけ持ちでということだと思いますが、それが先ほど教育長の報告にありましたように、中学校に引き揚げて、小学校はアドバイザー方式になるということをお聞きしましたが、今の人数で現場の要求ですかね、指導といいますか、それは十分なのかどうか。

○議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○庭木教育長〔登壇〕

スクールカウンセラー事業につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、次年度からは中学校のみということになりまして、小学校の方がスクールカウンセラーの派遣ができなくなるわけでございます。それに伴いまして、スクールアドバイザーというものが小学校の相談業務担当になるわけでございますが、現在は1名でございまして、当然これは少のうございます。それで、何とか市の財政負担が2分の1ではございますけれども、今、対応等をお願いできないかということで、財政等の事情も勘案しながらでございますが、財政当局の方には学校の実情等を訴えて、今、子供たちが置かれている立場で何とかしてほしいということをお願いをしているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

わかりました。本当に厳しい状態であるということ。それから、結局は財政にかかってくるのだと思いますので、これは市長にお伺いしたいと思います。

市長はこのような状態、それから、こんなに変わっていく、それから、厳しい現実を眺められて、いろいろ学校を回られたと思いますので、いろいろ見聞きされたことと思いますが、どのように方策を立てていらっしゃるのか、アドバイザーの数についても委員会の要望等あると思いますが、どのようなお考えか、お聞かせください。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

基本的な認識は教育長と全く同じであります。その上で、私は財政を預かる市長として、教育、福祉、あるいは子育て、あるいは道路等々の全体のバランスを見たときに、教育にはやっぱりこれぐらいの予算だろうと、あるいは道路はこれぐらいの予算だろうという総合的判断をするのが私の仕事であります。

そういった観点で、もう少し内情を私自身が知る必要があるというふうには思っております。その上でどういうふうにするかというのは、最終的な判断は後日にゆだねたい。その上で私が思っておるのは、現有勢力と地域の皆さんの声をもっと学校に取り入れたいというふ

うに思っております。やっぱり人件費も高かわけですね。1時間当たり6千円幾らやったりとか、本当に1時間当たり6千円幾らが妥当かどうかというのは、（発言する者あり）1日か、失礼しました。1日6千円ちょっととかですね。これが例えば、200日続いたときにはやっぱり結構な額になるわけですね。それよりも例えば、地域の方にそこに入っていただくなりとか、あるいは現有の市役所の中の勢力ですよね。その方に緊急避難的にやっていただくとか、そういうことが考えられないかどうかというのもあわせて最終的には判断をしたいというふうに思っております。

いずれにしても、現状の認識は教育長と全く同じであります。

○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

教育長の認識と一緒にということでしたら、要望しているアドバイザーについても、数はふやしていただくということで認識してよろしいんですね。

それから、いつも市長は言っていっぱいいます。どちらを優先するか、優先順位についてということをよくお聞きいたします。本当に新武雄市にとって何が大事なのか。道路も大事です。福祉も大事です。何でも大事なことは山ほどあります。でも、本当に将来を見据えたときに大事なのは何なのか。私は子供だと思っております。その子供のために私は、先ほどこっちを捨てて、こっちを捨て、拾って、いろんのはかりにかけられるあれもありましたけれども、何に一番主眼を置くか、市民は何を一番期待しているかということをよく考えていただいて、私は子供たちのために予算を使っていただきたいと思いますと思っております。それはひいては私たちのがばい武雄の発展にもつながっていくと思っております。

先ほど一番初めに、冒頭に市長は、5番議員のときに、議会を重視して議員の意見に耳を傾けるということを聞いて、ああよかった、よし、きょうはそれじゃ聞いてもらえるな、子供たちのためにすばらしいことができるんじゃないかなと思って、私は現場を見て本当につらい思いをして、何とかしてほしいという気持ちでいっぱいなんです。本当にそう思っております。何が大事なのかを皆さんも考えてほしいと思います。子供たちをどうしたら健康で、我々の市を支えてくれる子供に育っていくかということを考えてほしいと思っております。

これは提案です。私は先ほど保健室の話を行いました。学校は人手が足りないということも話しました。教育長の方からもまだまだアドバイザーも欲しい、あれも欲しいというお話も出ました。そこで、私は昨日、市長がふるさと創生の方にお金を5,000千円から10,000千円、それを子供のためにも一部を割いていただきたいと思いますと思っております。

委員会の方に調べていただきました。今、カウンセラーは1日6千円ですかね、カウンセラーは6千円で、いろいろあるんですよ。スクールカウンセラー、スクールアドバイザー、それから、心の相談員というのもあるんです。一番経費が安いというか、市町で賄わなくて

はならないのは、調べたところ、時給1千円です。それで、心の相談員というのは、前はどこにでもいらしたんですけど、今は引き上げられているんです。だから、せめてそんな方でも私は思っているのです。それでしたら年間360千円です。だから、このふるさと創生の中から子供たちのためにそれをおもっています、市長、考えをお伺いします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、私が議会の声に真摯に耳を傾けると言ったのは、私の偽らざる心境であります。ただそのときも、これだけ厳しい財政状況の中、市長、これをやりなさいと、そのかわりこれは不必要だからやめなさいというのをセットでおっしゃっていただかないと、私はやっぱり身動きがとれんわけですね。だから、そういう意味で、私はぜひそういう、私はスクラップ・アンド・ビルドという話をしました。ぜひセットで私にお話をしていただきたいというふうに思うわけです。見れば、むだな事業ってやっぱりあります。ここではいろいろ申し上げるつもりはありませんけれども、私よりも多分議員の皆さんたちがまだ目につきんさっと思えます。実際30人いらっやって、各地元に根を張って活動をされています。それと、地域の実情、市全体の実情というのは、私よりも皆さんの方がわかる分野もきっと多いと思います。そういう意味での御指導、御鞭撻を願えればありがたいというふうに思っています。

その上で、先ほど仮の、きのう議会で皆さん方に方針をお示したふるさと創生基金（仮称）なんですけれども、これについては、私は今のところまちづくり協議会、振興協議会で決めていただきたいというふうに思っているわけですね。だからそういう意味で、上野議員がおっしゃったように、これは教育に使いたいと、カウンセラーに使いたいと、それは私ももしそうなれば個人的にはいいなと思っています。しかし、この基金に関しては、市長が、あるいは執行部が、これ使いなさい、あれ使いなさいという強制はしたくないんですね。だからそういう意味で、協議会が自主的判断として、これに使いましょうということになれば、私は非常に望ましいことではないかというふうに思っています。

○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

はい、わかりました。これを要らないからこっちに使うように考えて意見を出してくれって言われました。私もそれはもういつも気合いを入れて見ているつもりですけど、私の目に映らないところも、気づかないところもたくさんあります。でもって、このふるさと創生ですけれども、いろいろ見直して、集めてこれだけのお金があるということを市長はもうはっきりそこら辺出していらっやいます。じゃ、それでいいんじゃないかなと思います。

そして、本当に、いろいろ論議してもあれと思いますけど、子供のためにということを私たち市民はみんな考えております。じゃ、見直したお金がここに集まったならば、それを子供ののために使うのに、だれもやぶさかではないと思っております。だからそれを、先ほど市長がおっしゃったように、何に使え、これに使えと命令じゃないけど、指令を出すというのはしたくないとおっしゃって、それはわかります。私たち、まちづくりの中で考えていかなければならないことだと思っております。ただ、どうしてもリーダーシップをとるのは行政だと思っております。ですから、こういうところはどうかというようなことは、したらいけないのかなと思っております。私はまちづくりの中に入りましたら、必ずうちではこれを使ってほしいということを要望はしたいと思っております。

だから、どうぞ、質問最後ですけれども、お願いです。本当にふえたの、ふえなかったの、私もはっきりわからないような状態になりましたけれども、アドバイザーは市長の考えとしてはやっぱり要るだろうということ、それを強く心に受けとめて、少しでも武雄市の教育がよくなっていくように、子供たちが学校に安心して行けるように、そして、しっかりした市ができるように、私は本当になればいいなと思っております。そのためにもこれは本当場違いなことかも知れませんが、義務教育国庫負担というのは減らしてはいけないし、確実になからんばいかなんということを実に痛切に思いました。

この質問を終わりますけれども、どうぞ子供たちのために、皆さんも考えてほしいと思います。議員になって、ここで言う場があるからこれだけ言えるのを私は本当に幸せだと思っております。本当に言いたいこと、住民の皆さんもたくさんあられると思いますけれども、私は本当に子供のために何をすべきか考えて、子供のために生きた予算を使っていたきたいなと思っております。この質問を終わります。

次に移りたいと思います。

次に、命の大切さの教育について、ちょっとお伺いしたいと思っております。

ことしの漢字は「命」ということが、きのう新聞に載っておりましたね。私も本当同感だなと思って見ておりました。一つしかない命の重みと大切さを痛感した１年でしたということで、大きく「命」と重みのある字が書かれていたのをごらんになった方も多かったんじゃないかと思います。

本当に今いろいろ物を言っておりましたけれども、本当に世の中は変です。子供が親を、親が子供をあやめるといふ、本当に何とも言えない残虐な時代ですね。そういうことが起こっております。こういうときだからこそ、今こそ本当に、物を粗末にする、ましてや命というもののまで粗末にしているという現状ですね。どのように学校の現場では命の教育について進めていらっしゃるのか、現状をお聞きしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○庭木教育長〔登壇〕

かけがえのない命が失われたというのが新聞紙上では報道されています。そういう記事を見るたびに非常に悲しくもあり、情けなくもある気持ちになります。学校現場におきましては、命の大切さというものを教育活動全体の中で行っていくわけですが、教育課程の編成をする中で、特に重点的に取り上げているところは道德の時間、それから人権・同和の教育課程の展開、これが主になります。しかし、国語教材での心温まる物語文であるとか、あるいは社会科の中での単元であるとかというところでも実際は展開をしているわけですが、今申しましたように、道德の時間、あるいは人権・同和教育の推進の中で行っておりますが、今現場をお願いをしておりますのは、朝の会、帰りの会で、先生方にホットな話をしてほしい。これを現場の方には強くお願いをしております。ホットな話は必ず子供たちに伝わるから、それを家庭の中でも話題に、きょうはこんな話が担任の先生からあったよと、こういう話題として帰っていくだろう。そしたら、それに保護者の皆様方が、ああ、そうね、ああ、よく話し合ったねと、そういう付加価値をぜひつけていただく会話が武雄市の小学校、中学校の御家庭、あるいは全部の中であればなと、広がっていけばなと思っているこのごろでございます。

○議長（杉原豊喜君）

8 番上野議員

○8 番（上野淑子君）〔登壇〕

本当にいろいろ工夫をされてなされていらっしゃることにありがたく思います。

今おっしゃったようないろんなことのほかに、食育は命につながるということは国民運動としてなされております。そういうものを学校のカリキュラムの中にもどのように考えられていらっしゃるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○庭木教育長〔登壇〕

食育を通して命の大切さを伝えていく、これは小学校、中学校、学校訪問をいたしました、非常に意欲的に学校栄養職員の先生方の参加、あるいは養護教諭の参加、こういうことで行うようになりました。これは本当によかったなと。中には、学校訪問のときではございませんが、JAの皆さん方の御参加もいただくとか、あるいは学校参観のときに地域の方々のお力を受けて郷土料理をつくとか、そういうことまで話っております。

命は連綿とつながっている、生かされている、こういうことがこの食育を通して育成されていくと思いますので、学校現場でも食育の視点に立った教育課程の編成というのはこれから多に取り入れていかなければならないと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

8 番上野議員

○ 8 番（上野淑子君）〔登壇〕

本当にうれしく思います。本当に何もかもと学校現場に押しつけるようでございますけれども、家庭ではできないことをどこかでしなくてはならない。そしたら、やっぱり学校に行くと思います。今、学校でしないと、本当に子供たちは大変なことになるんじゃないかなと思います。どうぞ大変でしょうけれども、学校現場ともども頑張してほしいと思います。

次に移りたいと思います。

2 学期制についてお尋ねをいたします。

せんだって議員の方からも質問がありましたけれども、旧市では 2 学期制、北方、山内は 3 学期制、本当に今、2 学期制に武雄市が取り組まれるときのメリット、デメリット、それから、今現在実施されて、保護者たち、現場の方たちの意見などについて、反応についてお聞かせください。

○ 議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○ 庭木教育長〔登壇〕

旧武雄市が学校 2 学期制を導入するに当たり、2 学期制検討委員会というのが設立をされて、16 年の 2 月にその報告書が教育委員会の方に提出をされています。その中で、2 学期制を導入するに当たっての背景ということで、次のように述べてあります。

平成 14 年度から始まった学校完全週 5 日制や各教科の目標に準拠した絶対評価の導入、総合的な学習の時間の創設等、教育環境が大きく 14 年度から変わってきた。そういう中で、基礎的な基本的な確実な学習内容の定着を図る上で、あるいは個に応じたきめ細かな指導の徹底、そういうことを考えていくということ、これまでの 3 学期制よりも 2 学期制というものを導入して、学びのスパンを長くにとって、教育課程を編成していくことがいいんじゃないかというようなことで報告書が出されております。

そのときに 2 学期制を導入することで子供たちにこのような効果が期待できますということで、一つ目が、長い学期を生かしてじっくりと学習に取り組めるんじゃないか。2 番目が、一人一人に応じたきめ細かな授業が展開されます。3 番目が、評価が充実し、指導に生かすことができるので、子供たちの絶対評価という視点からの評価と指導の一体化がやりやすい。4 番目が、教職員との接点がこれまで以上にでき得る。5 番目が、教育相談、あるいは 3 者面談、あるいは進路指導、こういうようなものに非常に充実が可能である。そして、一番最後に、教職員の意識改革、これを上げております。

ということで、本年度で旧武雄市は 3 年間の実践を間もなく終わることになるわけですが、2 学期制の成果として、小学校の方からは、この前の学期制評価委員会の中で出されておりますのが、個に応じた指導の機会がとりやすくなったと。これは見方、考え方、

いろいろあると思いますが、個に応じた指導の機会がとりやすくなったと。それから、3学期制ではできなかった7月、12月という、3学期制ではちょうど評価の時期になるわけですが、このあたりまでの教育課程が非常に編成がしやすくなったと。それから3番目が、評価を申しましたけれども、要するに通知表というのは2回でございますが、その間のいろいろな子供たちの学びの姿というものを具体的にすることができるということで、評価が非常にきめ細かくできるようになったと。それからもう一つは、通知表は3回が2回に減っているわけですが、個人個人の学びの姿ということで、非常に途中の子供の変容というものがしやすくなった。それから、中学校の方からは、部活動、これが夏休み前の部活動、これは先生方がどうしても3学期制のときには7月の中体連前の現場指導というのが非常に厳しかったようでございますが、2学期制になりましてから、7月の部活動というのが現場指導が非常にしやすくなったということが上げてあります。それから、技術、家庭科というような、そういうわざ教科に関しては、前期、後期の単元の入れかえというのが非常にやりやすくなったと、こういうことも上げてあります。

しかし、御父兄の意見の中には、学期制が違っているときに転校をすると、家庭の事情ですね。そういうときに子供がなじむのか気にはなると。2学期制から3学期制のところに行ったときに気になるようなところも、そういう意見も出ています。それから、もっと2学期制の自分の学校の取り組みの様子を具体的に伝えてほしい。要するに地域の皆さんへの情報というものをどんどん流してほしいと、こういう御要望もあります。このことは校長会でも話題にいたしました。しかし、今のところ、2学期制を取り入れている旧武雄市の小・中学校では、学校目標の具現化に向けて学期制のよさというものを最大限に生かすために、どういう教育課程の展開をしていけばいいかということで、校長を中心にして頑張っているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

よくわかりました。どっちにしてもいろんなメリット、デメリットはあることと私も思います。今、子供たちの戸惑いもあるということをお聞きして、本当に私はそのところを心配するわけなのです。2学期、3学期、どちらにしても、どっちともいいところ、悪いところあるし、私もどがなかなことをはっきりとは申せないのかなと思います。でも、私は、子供たちのためを考えたら、統一すべきではないかなということを思っているのです。途中で転校もあり得るだろうし、それから、今度、中高一貫のところの中学校も3学期制です。3学期制です。そこにはまた2学期制の子、3学期制の子も行きます。いろんなところで2学期、3学期、交差するようなところがあると思うので、私は統一した方がいいんじゃないかなと思いますが、今後の方針としてどのように学校に出されるのですか。

○議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○庭木教育長〔登壇〕

学期制の武雄市内の方向というものを教育委員会としてどうするかと、こういうことでございますが、学期制評価委員会というものを今武雄市教育委員会ではずっと行っているわけでございます。そして、教務主任、そして、教頭会、校長会の代表、それから、学校教育課の指導主事、課長を交えまして、現在それぞれの学校が自分の学校の教育目標を具現化し、達成するために、自分の学校の教育課程、あるいは日々の教育実践は、果たしていいのかどうかという視点で、それぞれの学校の実情等を出し合いながら、検討をずっと続けております。そして、それぞれの学校のいいところはどんどん取り入れようじゃないかと。もし自分のところに、ちょっと考えなきゃならないのは、次年度の教育課程編成の中で改善をしていこう、こういうようなことで実は検討をしながら進んでおります。評価をしながらやっているわけです。

学校の管理規則の中では、第1項に3学期制、そして第2項に、学校長の教育目標の具現化に向けて学校長の判断において学期制を2学期制にしたり、3学期制にしたりという検討をしますし、それをやることができると決めていますので、教育委員会といたしましては、2学期制にするとか3学期制にするとかという一方的なことではなくて、やはりその学校、その学校の実情というものが、先ほどから議員もおっしゃられておりますように、子供たちにとってどうなのかということが原点に置いてのものだと思いますので、教育委員会として、2学期制にしないと、こういうふうなことは今のところは考えておりません。しかし、学期制検討委員会の中で大いにそのあたりは校長会等でも議論をしていただくと、最後は校長先生の自分の奉職をしている校区の子供をどうするかということで進めていくことになるかと、そういうふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

説明はよくわかりました。どうであれ、それぞれの学校に任せていらっしゃる、校長の采配に任せていらっしゃるということですから、どうぞ、どちらになるにしろ、子供たちの声、保護者の声、先生方現場の声を十分にお聞きになって、その声が届く教育委員会の決断になるように今後進めていただきたいと思います。どっちとも言えない、私もどっちとも言えないし、決めることもできない。校長先生によっては、その方が自分たちの学校の運営はしやすいと思われる方もいらっしゃるかと思いますけれども、私は子供たちが公平な環境の中で公平に学習ができる状態であればいいなと思っておりますが、とにかく声を大事にしていきたいと思います。この質問を終わります。

続いて、環境について質問いたします。

済みません。桜並木の設置について（六角川に沿った鉄道の南）と書いておりますけれども、これは武雄川の方から六角川に至るところで、武雄から北方に行くところです。場所をちょっと頭に思い浮かべてください。

武雄から北方までの桜並木、今、武雄川のところは桜が植えてあって、きれいな歩道ができております。あれを延長して、高橋、北方、そして、本当に将来は大町、江北までずっと続いて、六角川が続いていけばいいなと夢を抱いております。

それは私もずっと歩いてみました。どんなふうになっているのかなということですね。そしたら、武雄は、今、がばいばあちゃんで大変有名になって、見る武雄、どこからでも有名になってよかったねという声を聞いてうれしく思っているところでございます。ただ、今度は観光の都市として、温泉ということもいろいろ問題になっておりますが、一つ、武雄の入り口を桜並木で出迎えをする観光のロードとして私は桜並木をあそこにつくっていきいたいなと夢を描いているところです。

六角川の土手のところに、今ずっと歩いてみたら、いろんな余地があります。そこに桜の木を植えて、そこを歩道にして、そして、そこを利用していろんな活動の場にしていきたいなということ。私はそれを夢見ているのですが、二つとも自転車道路と一緒になりますけれども、今、昔の土手と今の土手と2段になっております。昔の土手のところはちょうど自転車通っていいような幅でずっとなっております。その上を今は散歩される方もいらっしゃるし、たくさんの方が歩いていらっしゃいます。今は道が途中で途切れております。それをずっと続けていただいて、桜のときには桜トンネルを抜けてきたら、あら、武雄やったねというようなキャッチフレーズでもできるようなすばらしい道ができるんじゃないかなと思っております。

先ほどから本当に財政のことは考えて、あれをこうしたら、いろんなお金の面でいろいろありますけれども、私は北方ですけれども、北方の鉄道沿線のところは日本桜の会より寄贈していただいて200本桜を植えております。いろいろ調べて聞いてもらったところ、日本桜の会は桜の木は寄贈するんよということをお聞きしております。ですから、桜の木はただでできるし、そして、合併記念として、せんだっても合併してよかことはなかったと、暗いニュースばかりでいろいろ云々という話も、私も合併して、ああよかったなというのがあればいいなと思っております。その桜の木を植えるに当たっては、一般の市民に呼びかけて、その桜の木をいろんな、私が植えるのは上野家で1本何かの記念で植えるというふうに募集をして、それぞれの記念樹としてそこに植えていただければいいんじゃないかなと。ボランティアでもできるんじゃないかな。そこに少しは予算は要と思いますけれども、桜の木はただですし、本当にすばらしい景観の道ができるんじゃないかなと思っております。ぜひ桜道を武雄のシンボルロードとして、武雄に入るときにそこを通過して、ああ、桜並木を見なが

ら来たら、あら、着いたところは武雄温泉やったよって、武雄はきれいだねというふうになればいいなと思っております。

それから、整備を本当に早くしてくださいと言いたかったのは、来年は高校総体もあります。ですから、がばいばあちゃんでもたくさんの方は武雄にも来ているということもお聞きしました。じゃ、一日も早く桜を植えて、将来を夢見て、素晴らしい桜ロードができればいいなと思っておりますが、まずは、その桜道について、市長の考えをお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

○大石建設部長〔登壇〕

お答えを申し上げたいと思います。

水辺環境の保全と活用の面からということにつきましては、河川堤防沿いに桜並木というのは非常に好ましいものだというふうに考えておるところでございますが、地元の方からも要望があったということで、河川を管理してあります河川事務所、そこ数回にわたって話し合いを北方支所の方で持たれているようでございます。その中で、おっしゃるように桜の苗木は桜の会ですか、そちらの方から提供していただくと、あとは地元の人たちが労力を出してやっていただく。市は何をするかということ、市の方は市の総合計画の中において、そういうまちづくり、そういった一貫性を持ったものを示していただければいいというようなことで話が合った。それで、今後の管理をどのようにするかとか、それから協議の内容、そういったものについての文書作成、そういったものについては行政の方で十分支援をやっていきたいということで考えて取り組みをやっておったようでございますけれども、先ほど言われましたように、上と下と2段ございまして、桜の木を下の方の2段目のところというように話を進めたところ、大体それではというようなことになったようですけれども、実はその後の調査で、そこに光ケーブルが入っているということで、ここに桜の苗木を植え、根が張るものを植えたら、光ケーブルの関係でうまくいかないというところが生じてきた。もう一度そのところで話し合いをさせてほしいというようなことのようにございます。

行政としましては、できるだけ応援をしていきたいというふうに思っておりますけれども、そこに植えるための条件整備が整わなければ植えられませんので、そういったことでちょっと話し合いをさせていただいて、条件整備が整いましたら、また御報告申し上げて、植えていただけるようにやっていきたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

いろいろ努力していただいてありがたく思います。本当に桜は、私たちも専門家の方とい

っては何ですけど、一緒に見て回ったんですけど、そこにあれば本当にきれいなんです。技術的にいろんな専門的な話し合いがあると思いますけれども、どうぞ設置に向けて頑張っていたきたいと思います。そして、合併記念として桜ロードが立派に完成しますように願っております。

続いて、自転車道路の整備について伺います。

今、２段と言いましたけれども、部長、一番上と２番目のここに桜を植えるということでしたかね。その下じゃなかったですか。その下にＪＲのところと余地があったでしょう。そのところにといいことで言っています。これは市長と語る会とき、住民からもいろんな意見が出たんです。ぜひそうしてほしいという意見があったんですけども。そのときはその２段目のところじゃなくて、もういっちょ下のところだったと思いますが、確かめていたきたいと思います。お願いしておきます。

そして、２段のところが自転車道路にしてほしいという要望をしているのです。これは何でかという、桜並木と並行して、その２段のところに自転車ロードをつくっていただきたいということ。それはもう本当に早急をお願いしたいなと思うのは、ここは通学道路として本当にすばらしいところなんです。自動車は通れないように、こっちできているところはしてありますし、安全です。そして、教育的見地からも本当にすばらしい環境の中で毎日子供たちが自転車通学をするというのをすばらしいなと思っております。

それから、それこそまた高校総体が競輪のまち武雄で行われます。それまでに自転車道路を整備して、ああ、武雄はやっぱり競輪に力を入れて、こんなすばらしい道があるんだな。競輪の人気も上昇するんじゃないかなと、少し思っているところです。

そしてまた、その道路ができたなら、私はそこをウォーキング道路、それからジョギングロード、いろんなものに使えるんじゃないか。これも住民からの意見です。そこを使って月に１回イベントとしてマラソン大会、ジョギング大会なんかをしてはどうか、それで、そこを市民の交流の場にしてはどうか。桜が咲いている。そこを散歩する。子供連れも安心して乳母車も押して行ける。車いすの方も行ける。交流の場としては最適の場である。そして、安心である。安全である。そして、美しい。そして、もう一つ大きなメリットというのは、六角川について、私たちは小さいときから六角川は濁った水で汚かという感じでございましたけれども、六角川は本当に私たちの生活に密着した大切な川です。その川に対する思いも、そんなすばらしい道を歩いていると、ああ、六角川もこんないいところあるんだなと川を愛する心、それも出てくるんじゃないかな。教育的な面から見ても、本当に大切な道路じゃないかなと思っております。

これもまたいろいろそのときにも意見が出たと思いますけれども、日本自転車振興会というところから助成が出るということ、それもお聞きしました。行政の方でもいろいろ調べていただいているんじゃないかなと思いますけれども、なら、なおさらのこと競輪のまちと

して自転車道路の整備もいち早く取り組んでいただきたいなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

○大石建設部長〔登壇〕

済みません、先ほど質問者おっしゃるとおり、２段と言っておりましたけれども、２段目のところが自転車で、下が桜ということで、実は桜を植えると希望されているところが、先ほど言いました光ケーブルが設置されているということで、向こうからは管理上、困難を来すことから許可しがたいという、今のところはそういう回答なんですね。そこを何とか、何かほかの木でも、花の咲く小さな木でもどうかとか、いろんなことをやってみたいということで、桜にこだわるとどうもうまいかないのではないかとということもございますので、そういったものも地元の人と話をしながら、よりよい解決策を図っていきたいというふうにしておるようでございますので。

それから、次、自転車でございますけれども、自転車道路の設置でございますが、確かにおっしゃるように、武雄は競輪のまちでもございますし、自転車ロードレース、今度、来年の高校総体でも行われます。以前の20数年前の高校総体のときも自転車のロード関係が武雄で行われた過去の実績もございます。そういったことで自転車が走れる道をとというのは、いろいろと要望があっておりまして、その都度、検討をさせてもらっているわけですが、なかなか実際にここを自転車道というところまで至っておりません。

今回、御希望付されておりますこの河川堤防のところにつきましても、できないということではなくて、いろんな面でクリアしなければならない条件があるようでございます。そういったものも話し合いをしながら、どういった形で、どういうふうにクリアしていけば、それができるのか、私たち努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ここではっきりそれができる、できないということは明言できませんけれども、河川事務所の方とも、それから、県の方とも十分協議をさせていただいて、できるだけ自転車が通れるような形になればというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

8 番上野議員

○8 番（上野淑子君）〔登壇〕

本当に難しいあれかもわかりませんが、努力していらっしゃることを続けていただきたいなと思っております。

私は本当に合併記念として、大きな10年、20年後に素晴らしいことを皆さんどうぞ絵に描いてみてください。桜ロード、その中を自転車で春風に乗ってすいすいに行く。武雄温泉がある。競輪がある。こんな素晴らしいところに親子で住みたいと思う市にしていきたいな

と思っております。

そして、今、本当にこんなにわびしい、寂しい、暗いニュースばかりある中、長いすばらしい春の桜のような夢を描きながら、私はこの市を生かしていきたいと思っております。どうぞ大変なこともあると思いますが、実現に向けて可能性を見出していきたいと思っております。私の質問を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

以上で8番上野議員の質問を終了させていただきます。

次に、22番平野議員の質問を許可します。御登壇を求めます。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さん御苦労さまです。議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めていきたいと思えます。満を持してという言葉がありますけれども、余りぴーんと弓を張っておりますと、時間がたつと緩む傾向にあります。ここは一番気を引き締めて質問を進めたいと思えます。

現在開かれている国会も、あす15日の会期末を控え、ここもいわば大詰め、そういう緊張した状態で今委員会も開かれております。自民党、公明党による新安倍政権の最大の課題が今国会では教育基本法の改定だと、私に言わせると改悪ですけれども、言われており、それが衆議院での審議、採決、非常に乱暴な形で強行されてきました。衆議院では与党単独の強行採決、この後、参議院審議に移ってから政府のタウンミーティング、TMと言われておりますけれども、このタウンミーティング調査委員会が昨日、調査の結果報告を発表いたしました。この報告書を見て驚いたんですけれども、前小泉内閣で行われた174回のタウンミーティングのうちに、政府側が事前に内容を示して発言を依頼する、いわゆるやらせ質問、教育改革なども含めて15回、内容を示さないサクラを使つての発言依頼、これが105回、新聞にはサクラとか、やらせと書いてありませんからね。言わんでもわかる内容ですけれども。このうち司会者から特に紹介を受けずに、一般参加者に紛れ込んで発言したのが29回、さらに驚いたのは、教育基本法の法案作成の担当部署、これがやらせ質問にかかわっていた。このことも我が党の参議院の特別委員会の質疑で明らかになったところであります。

政府は、小泉内閣で官房長官を務めていた安倍首相を含めて、関係者を処分すると。これは新聞の報道にも書いてあります。文部科学省は法案を云々する前に、みずからの不正、腐敗を徹底的に明らかにする、このことがまずやるべき仕事ではないかと考えます。教育の理念を定める教育基本法ですから、そこにうそやごまかしが入る余地は全くありません、あってはならないこと、これはまさに自明の理であります。

教育基本法改定案に反対する世論と運動は、かつてなく広がってきております。日経の世論調査では、「今国会成立にこだわるべきではない」、これが55%で過半数を超え、徹底審議を求めています。午前中の質疑にもありましたように、全国の公立小・中学校の校長先生

の65%が改正に賛成できないとしています。日本弁護士会は会長声明で、成立強行に反対の態度を明らかにし、単位弁護士会も反対、慎重審議、これを求めています。県内を見ますと、9月30日には2,000人を超える県民集会がありました。11月26日には1,000名を超える集会、11月23日には佐賀県教職員組合の呼びかけで教育基本法に反対する佐賀新聞への意見広告が発表され、憲法9条を守る武雄市民の会もこれに名を連ねております。佐賀大学の教授も含めた教職員でつくる組合では、緊急アピールなどが発表されて、世論が広がってきているところですよ。

そこで最初に、政府のこれまでの教育基本法改定に対する対応、非常に乱暴なやり方だと指摘をしましたけれども、こういう強行的なやり方、これは私の主観かもしれませんが。しかし、手続等々見ますと、極めて乱暴だなという感じがいたします。そういうこの間の経過について、市長の見解をお示しいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

教育基本法についてお尋ねがありました。確かに手続はテレビで見る限りは、乱暴かなというふうにも思っています。これは議員と一緒にです。しかし、審議時間、中身はともかくとして、審議時間を見た場合、衆参両議院で200数十時間になっておるわけですね。これは、私は以前、中央省庁の基本法案にかかわりました。あのときよりも多かけですね。物すごく国会も審議の中で、恐らく密度からすると、半分ぐらいとっているわけです。そういう意味では、小泉前総理が議論は尽くしたということも私は一理あるというふうに思っています。ただ、我々にとって不幸だったのは、ちょうど決まりかけよるときに、わあっと盛り上がってきたですね。もともと審議を始めたときは、さほど盛り上がりませんでしたね。私もあんまり関心なかったです。そういう意味で、これ日本のよしあしかもしれませんが、そういう意味で、本当の国民が議論すべきタイミングと審議時間というのにずれがちょっと生じているのかな、それが今の新聞報道に見られる状況かなというふうに、手続的にはそのように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長は量と質の関係をたびたびここでも言われますけれども、必ずしも衆議院で100時間、参議院でも、合わせて200時間超えてやっとなら、問題は中身ですよ。中央教育審議会に席を連ねておられる国際基督教大学の先生が、自分も出席をしておいて、出席しながら不満に思っているのは、審議はしているけれども、条文ごとの細かい審議はしていないと、これが非常に不満だというふうに言われております。と同時に、改めて公聴会に出席した20名のうち

に14名以上が、政府はきちんとした説明責任を果たしていないと。例えば、古くなったとか、60年たって古くなった、変えられていない、これは別にいいものはいいで、長くいいわけですからね。いじめや不登校などの教育の荒廃がある。教育基本法のどこにその問題点があるのか。そういう説明などは一切されていない。そういうことの指摘をされておりました。ですから、公聴会で賛成、反対の立場で述べられた公聴人の方たちは、14名が緊急アピール出していますね。慎重に審議すべきだと。有識者の意見でもそうなんです。ですから、時間をかけたということがすべての決定的な第一条件ではないというふうに考えております。

そこで、どうして今、教育基本法の改定なのかと。先ほど言いましたように、公述人が言うわけですから、十分な説明がなされていないという、その場におった人が言うわけですから。そういう慎重審議を求める声として広がっていることはわかるんですけども、と同時に、問題は内容だと思うんですね。この前文から11条まで、ここで市長の見解、教育長の見解を聞いていきますと、もう1時間半ぐらい過ぎてしまうのかなという心配がありますので、今、新聞紙上等々で、あるいはテレビ討論等々で焦眉になっている課題について絞って、教育長の見解も、市長の見解も聞いていきたいと思います。

そこで、第1に前文ですけども、現行法では、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」。これは現行法ですけども、現行法の前文ですけども、この中から「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」、これが削除された。どうしてこれが削除されたのかというのが一つの質問です。

先ほど午前中の大河内議員の質問の中で、教育長の答弁を引用しますと、教育の目的にある人格の完成、そして、平和的な国家の形成、この基本の理念が教育基本法で大きな二つの理念の中でも特徴だというふうに答弁をされました。それを前提にして、この前文の中ですけども、現行法でいきますと、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、この中から真理と平和、この「平和」が削除されているんですよ。どういうふうに変わったかということ、真理と正義を希求するとなっております。平和国家の形成を目指して教育の結果にまつものだと、根本的にはですね。その中からどうして「平和」を削るのかという疑問があります。

それから第2には、論争の中心になっているもう一つの問題は、第1条、教育の目的の中で、現行法では盛り込まれていなかった国を愛する態度、これが盛り込まれた。これは10条との関係で論議をされていますね。ここは今後の教育を進めていく上で、既に態度の問題というのは福岡県で通知表の中に愛国心を態度で示され、それが5段階評価されているということが国会で明らかになりましたね。小泉前首相は、それは無理だと、評価するのは。ということで、全国一斉に通知表から愛国心に対する態度を求める評価の項目がなくなったと。

ですから、教育基本法という理念が今、国会で論議されています。これは国政の問題だというふうに放置できない点ですよね。そういう点で、教育長あたりにいろんな情報も集まっているでしょうし、見解だけは聞いておきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○庭木教育長〔登壇〕

教育についての基本というものは、時代が変わろうが、変わるまいが、午前中の中の内閣議員のときに御答弁申し上げましたように、人格の形成と、そして、平和的な国家社会の形成者、これは私は変わらないだろうと思います。それを忘れては、私は非常に厳しいなと思います。現場を預かります私どもとしましては、そういうことを基本に常に置きながら、子供たちの教育に実践として具体的に授業構成をどういうふうにしていけばいいのかということと携わらせてもらっているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、1点目の今法において教育の力に待つべきであるといったことが削除されていると。これは第2段落のところに、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、何とかを目指す教育を推進すると。したがって、教育の目的がここで削除されているわけではなくて、これは文言のある意味での修正だというふうに私は観念をしております。

2点目の「平和」が抜けているのではないかと。確かに見たらびっくりしたですね。しかし、これは次の教育の目標の第2条の第5項のところに、まず、身近な伝統と文化を尊重し、それをはぐくんで我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展、だから、今回の教育基本法が個人を中核として、家族、地域、国という同心円を描いている。その結果として、他国の平和というふうになっていますので、そういう意味では、前の教育基本法と私は、卵と鶏があるかもしれませんが、基本的な理念というのは私は変わっていないというふうに思っております。

基本的に現行法よりも、私は今回の教育基本法がましだというふうに思っております。というのも、現行法の前文のところでは「他者」とか「地域」とか「家庭」とか、あるいは何をもって教育にするんだというのは1個も書いてなかですね。あるのは自分、これが私はある意味、戦後教育の全部を否定するわけじゃありません。余りにも個人、個人、個人ということを行った、その結果が一つの精神的規範として、ここに私は自分の考えとしては出ているのではないかというふうに考えております。もとより現行の教育基本法がすべてではないと思っておりますけれども、どちらがよいかと聞かれたら、私は現行基本法の方が今の日本、

今後の日本の将来を見渡す上でベターだというふうに解釈をしております。（発言する者あり）失礼しました。改正基本法の方がよりすばらしい内容だというふうに理解をしております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

訂正する必要なかったんですけどね。私、そういった意味ではグローバル化が言われているわけですからね。他国を敵視したり、他民族をべっ視するのではなくて、真の愛国心と諸民族との友好の精神を培うのは当然のことだと考えています。これはみんなが認めるところなんですよ。国を愛する心という意味ではですね。ここに態度を求めると、愛国心に対する態度。態度というのは、それこそ態度で示さなきゃいけませんね。態度を入れるかどうかというのは憲法19条との関係で、極めて論争の中心となっている。19条には、改めてこの質問を準備する中で、思想、信条、良心の自由、いわば内心の自由ですね。これが侵害されてはならないと憲法19条には規定されている。ここの関係でいえば、憲法違反だという論議もされている。ですから、態度というのを示さなきゃいかんでしょう。確かにそうですよ。態度というのをこの教育基本法の理念の中に入れてしまいますとね。評価の対象になりますし、じゃ、何が態度というのは一つの評価の基準になってきますからね。そこが私は問題だと。憲法19条との関係で極めて論議になっている。入れるべきではない。

それからもう一つは、今市長が言われた伝統を重んじとありますね、改定法の中に。この伝統を尊びというのは、これはかなり今の現行法の教育基本法が制定されるときに随分論議になった。新しい憲法が制定される背景というのは、戦前のあの侵略戦争の痛苦の教訓の上に立って平和憲法が制定される。多くの人たちの犠牲の上にある憲法が。ですから、今では日本の平和憲法にノーベル平和賞をとという声だって上がっているほどですよ。ですから、それと同時に、教育界での憲法である現行の教育基本法、これが一番最初論議になったときに、伝統を重んじというのが、伝統を継承しというのを入れるか、入れないか。真っ先に反対したのが、いろいろ勉強させていただく中で、初代の東大総長南原繁教授ですか、南原初代総長は徹底して反対したと。何で新しい教育基本法をつくらうとしているのかと。戦前のいわば伝統ですよ。我々に思い起こさせるのは、侵略戦争を強行していった教育勅語というのがありますがね、別に私は学んでいませんけれども、そういう反省の上に新しい教育基本法をつくるわけだから、伝統の継承というのは削除すべきだと強く反対をして、現行教育法の中で入れなかったという経緯があることを学びました。

ですから、そういう今論議している戦前、戦後、どういう形で今の現行教育法が生まれてきたのかということをも十分踏まえた上で、私は見ていくべきじゃないかというふうに考えるわけであります。

私、人格の完成ということで見ていきますと、私自身が目標にしているといいますが、人物像といいますが、人間像といいますが、人間というのは社会的な存在なわけですから、どういう人間として成長していくべきなのかと。そういう点ではいつも考えていることなんですよね。別に間違いを起こさないということじゃないですけども、起こさないようにどうしていくべきなのかと。そういうことから見ますと、いじめの問題も考えていかなきゃいけませんけれども、紹介しますと、これは市民道徳として我々が学習もし、いろんな人たちと話をしていく上で参考にしているわけですけどね。

人間の生命、互いの人格と権利を尊重し、みんなのことを考える。二つ目には、真実と正義を愛する心と一切の暴力、うそやごまかしを許さない勇気を持つ。三つ目に、社会の生産を支える勤労の重要な意義を身につけ、勤労する人を尊敬する。4番目には、みんなの協力を大事にしながら、自分の責任は自分で果たす自立心を養う。5番目には、先ほど市長も言いましたけれども、親、兄弟や友人、隣人への温かい愛情を育てる。6番目には、民主的市民、生活に不可欠な公衆道徳を身につける。7番目には、男女同権と両性の正しいモラルの基礎を理解する。八つ目には、近代を担う主権者としての自覚を高める。9番目には、侵略戦争や暴力の賛美ではなくて、真の平和を受け継ぐ、愛好する。10番目に、さっき言いました愛国心の問題としては、他国を敵視したり、他民族をべっ視するのではなくて、真の愛国心と諸民族友好の精神を培う。私、これは本当に日本の社会、これから世界的に友好を深めていく上では、人格の完成という点では、私自身はこういうことを理解しながら、みんなと話すときにも、つき合うときにも、目標にしているといいますが、そういうのを紹介しておきたいというふうに思います。

ですから、別に法律で押しつけたりするものではありません。ですけども、さっきも10条の関係で先ほど市長に言いましたけれども、10条は、教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接責任を負って行われるべきものである。これが新しい教育基本法の改定案では削除されます。いわば教師の聖職と言える面もあるんですよ。労働者であると同時に、子供の人格にかかわっていくわけですから、聖職者とも言えます。ですから、全体の奉仕者。全体の奉仕者ということもなくなっている。どうしてこれがなくなっていくのか。

今の個性化教育の中で、個性化教育というと、一人一人を大事にしながらやっていくような言葉に聞こえてきますけれども、中央教育審議会の会長は、できる子はできる子、できない子はそれでいいじゃないかと、そういうことまで発言をしているんですよ。そうすると、個性化の教育を尊重するんじゃなくて、個別化という教育になってきますね、個別の教育になっていくんじゃないかと、そういう心配をするわけです。ですから、そこに国民全体に対して直接責任を負う教育というのを削除してしまう。後ほど言おうと思いましたが、義務教育の期間9年間、義務教育は9年とするという、この9年も今審議されている新教育基本法ではなくなっていますよね。すると、9年間がなくなると、学校選択制だとか、ある

いは飛び級だとか、できる子はどんどんどんどん飛び級で進んでいく。まさに競争教育がますます激しくなってしまう。そういうことを懸念するわけです。

これとの関係で、いじめの問題について質問していきたいと思います。

子供たちの中にあるいじめの実態、解決の方向という点で通告しておりました。私も11日に佐賀市でいじめシンポジウムが開かれて、議会が終わって、そっちの方に参加してきましたけれども、パネラーの人たちは元教師の方、親の会、佐大の先生ですね、先ほど紹介された佐大の先生、そして、実際にいじめられた経験を持つ20代前半の若い女性がパネラーとして参加していました。最後に、佐賀大学の先生がまとめたんですけども、一つには、今日のいじめは以前のいじめとは背景や質が違う。自分の時代もいじめがあったとか、そういうような対応ではいじめが見えないし、対応できない。我々親の世代から言いますと、おれも昔はそうやったもんなど。我々が育ったころの教育環境と今は随分違ってきますよね。進学率も違ってきますしね。そういうまとめをされました。

二つ目には、諸外国との比較で、外国にもいじめがあるじゃないかと。そういう外国との比較でいじめを見るのも今日のいじめを見失うことになる、日本的な、いわば陰湿ないじめを見失うことになる。教師であれ、親であれ、地域や行政も真剣に子供と向き合うことが大事だと。元教師の方が言っておられましたけれども、本当に子供たちと触れ合う、そういう時間が欲しい。いわば公務、授業の準備だとか、公務だとか、子供と触れ合うという時間見ますと、一番犠牲になっているのは子供と触れ合う時間がない。そして、授業の準備も公務との関係で時間が制約されてしまう。ですから、教師の多忙化というのもその背景にあるわけですね。それと、少人数学級というのは、今、1年生、2年生やっていますけれども、これずっと広げていくことは当然ですよ。そういう教育環境の整備は行政の仕事だと思います。

三つ目には、子供が信頼でき、相談できる環境をつくるのが大事だと。子供もプライドがありますから、いろんなカウンセラーの人を配置、それは論議になっていましたけれども、親がカウンセラーの人に相談に行く、なかなか勇気が要ることだと。もし、顔を見せれば、あっ、あの子のところ何かあったんかなといううわさになりかねない。子供がカウンセラーの先生のところへ行ったら、何かあったんかなと言われる。子供にプライドがあるわけですから、なかなかそこに行けないという、そういうのがあるんですね。そこは十分配慮していく必要があるんじゃないかと。学校にカウンセラーの先生を置くよりも、公民館で開いた方がまだいいんじゃないかという助言もされていました。そこは十分検討された上で、その子供たちが安心して信頼できる相談者ってだれなのか。なかなか親にも言えない。プライドがあるわけですからね。自殺をしたりする子というのは強い子供だということも言われました。私も本当学ぶことが多かったんですけどね。

そうしますと、この問題で最後に質問しておきたいんですけども、先ほど言いましたよ

うに、過酷な競争といえますかね、いわば進学率の問題もあります。そういうものが背景にあって、我々の時代とは全然違う競争といえますか、そういうのが今出てきていますね。そういうのは日本特有なものでしょうけれども、これは1998年の国連子どもの権利委員会、日本に対する勧告というのが2回行われていますね。その勧告の中身を紹介しますと、児童が高度に競争的な教育制度のストレス及びその結果として、余暇、運動、休息の時間が欠如していることにより、発達障害にさらされていることについて懸念すると。過度なストレス及び登校拒否を予防し、これと戦うために適切な措置をとることを勧告する。国連子どもの権利委員会からも勧告が過去2回やられているんです。

こういう背景、子供たちのいじめ、あるいはいじめる側、いじめられる側、過度のストレスというのは一体どこから来るのかということなども見ておく必要があるんじゃないかというふうに考えるわけです。ですから、この競争教育の具体的なあらわれとしては、来年実施される全国一斉学力テスト。この全国一斉学力テストは前回、教育長は公表しないというふうに言われましたですね。公表している学校でどういうことが起こったか。広島県三次市、ここだから言っているんですよね、新聞に載ったわけですから。広島県の三次市のある学校では、ホームページで公表されるんですよね、学校の順位が。ですから、どういうことが起こるか、校長先生とそこの教務主任の先生は、校長先生は回答を改ざんする。評価されるわけですからね、学校の格差につながっていくわけですから。校長先生が間違っている回答を消して正しく書き直す。あるいは教務主任の先生は、回答欄空欄になっている子供のところに正式な回答をつけ加えてやる。それで学年の平均点を上げるということなどですよ。きょうの「しんぶん赤旗」によりますと、足立区、ここでは学力検査の評価によって各学校の予算づけをする。そこまで行くんですよね。現場を預かっている校長先生とか学校の先生は大変ですよ。そういうふうに全国一斉学力テストをされますとね。すると、点数を上げるために子供はテスト、テスト漬けになっていきますね。過酷なストレス、フラストレーションというのは、そういう過酷な競争教育というか、それが背景にあるんじゃないか。

現場でいろいろ苦労されていますよね。そういってみれば、今の教育基本法を正しく実践に移していくならば、こういうことは起こらんのじゃないか。あえて義務教育9年を外してみたり、全体に対する奉仕者だとか、全体に責任を負うという教師の役割、これを削除することによって、できる子、できない子に、あるいは勝ち組、負け組というふうに分別されていく。分別というのはいかにですね、選別されていく。結局、勝ち組と負け組で競争させていきますと、絶対的多数は負け組なんですよ。原理的にそうでしょう。勝ち組と負け組というのは半々じゃないわけですからね。そういうところに私は子供のフラストレーションだとかストレスがたまって、陰湿な態度とか言葉だとかにいろんないじめが出てくるんじゃないかと。それに対する教育長の見解を聞いておきたいと思います。

もう一つは、初日のいじめの問題で、教育委員会が示すいじめの尺度というか、基準です

か、によりますと、11月末現在で武雄市内は7件、それから県内で200件、この数字は過少報告というんか、実態を過少評価しているんじゃないかという気がするんですけどね。それと、県がいじめと認定する基準って一体何なのかですね。そこら辺は余りこれだけに時間とられませんので、簡単にいいですから、先ほどの国連子どもの権利委員会からの勧告、これは感想的にいいですけども、競争教育ですね。そして、先ほどのいじめの件数、その尺度といえますか、基準といえますか、そこら辺、簡潔に答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

庭木教育長

○庭木教育長〔登壇〕

子供たちの純な心、これを踏みにじるような教育行政、あるいは実践が行われることは大変残念なことであります。私は、今の子供たちを見る中で、壺井栄があらわしました「二十四の瞳」、ああいう世界が今子供たちに来たらなと、そういうことを思ったりします。格差社会が云々言われておりますが、現場を預かる我々としては、決してそういうことがないように努力をしていかなければならない、そういうふうに思います。

それから、いじめ件数のことですが、文部科学省が示しておりますいじめの定義、これに基づいて継続的に、あるいは集中的にいじめが行われているという報告がなされたというのが、武雄市の場合は7件ということでございます。ですから、あのときも申しましたように、いじめ等で非常に心も痛みを持っている子供というのは、私は武雄市内でもあると思いますので、子供たちの観察等を強化しながら、その対応に当たっていかなければならないと、そういうふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

いろいろ時間制約があると最初言いましたけれども、ぜひひとつ引き続き私自身も勉強していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、暮らしの問題に質問を移していきたいと思います。通告では、定率減税の廃止に伴う市民の負担増についてであります。

NHKの世論調査の結果が12日報道されておりました。いわば新聞、テレビの報道では、景気回復だとか、いざなぎ景気の期間を超えたとか、全体が好景気に沸いているような報道があっていましたがけれども、実際にどうなのか。景気で喜んでいるのは大企業でしょう。これはNHKも最近いいのを流しますけれども、ワーキングプアというのが第2回目が放映されました。いわば大企業の中で働く請負労働、あるいは派遣労働、それから、大企業に限らず全国的にそういう派遣労働、不正雇用がふえてきていますね。大体30歳以上の勤労者の3人に1人が非正規雇用だと。社会保険の保障もないですね。それは20代におろしますと、2

人に1人が非正規雇用だと言われております。きのう答弁があっていましたが誘致企業で500人強だと。誘致企業に働く勤労者がですね。市内40%、市外60%。これは通告していませんので、ぜひ機会があれば、この中で非正規雇用と正規雇用がどれだけの割合かというのは1回調べていただきたいというふうに思います。

そこでですけれども、中小企業になればなるほど景気の感覚がない。それから、地方に来れば来るほどそんなに景気がいいのかと、税収伸びているのかということなんですよ。むしろ税収が伸びたというのであれば、定率減税の廃止でしょう。平成18年1月に2分の1に縮小と。来年、19年1月には廃止ですからね。丸々なくなってしまう。そこで、担当部にお願いしましたけれども、この定率減税の廃止によって、市税として増収するもの、あるいは市民の負担増としてかかるもの、この金額を教えてください。

○議長（杉原豊喜君）

藤崎市民環境部長

○藤崎市民環境部長〔登壇〕

19年度から定率減税が廃止されます。市民税の増でございますけれども、平成18年度は市民税の所得割額7.5%が減税されておりますが、その額につきましてはトータルで74,336千円となっております。当然その分が負担増となるわけですが、標準でいきますと、夫婦子供2人の標準世帯で年収5,000千円の場合で3,300円の負担増となるところでございます。

〔22番「19年は。19年も一緒ですね」〕

はい、19年がそういうふうになります。18年度は7.5で、それはもう19年度は廃止されますので、その分が19年度に負担額増になるというふうなことでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局、倍になるんでしょう。74,330千円負担増になるし、税収増になる。19年1月に全廃ですから、これと同じ金額が負担増になり、負担増の場合、倍になりますからね。148,000千円ですか。148,000千円が市民への負担増だし、税収増になるということでしょう。去年2分の1でしたので。今、18年度と言われたでしょう。影響は18年度からやもんね。18年度は2分の1ですから、縮小ですから、74,330千円。19年1月、全廃ですから、148,000千円になるでしょう。ちょっと確認してください。

○議長（杉原豊喜君）

藤崎市民環境部長

○藤崎市民環境部長〔登壇〕

18年度で74,336千円ですので、この倍になります。（発言する者あり）18年ベースで、先ほど申しましたのが、7.5%減が74,336千円ですので、その分は倍になるということでござ

います。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

ですから、19年1月からはこの倍になるわけですね。148,000千円が負担増になり、税収増になっていくということですよね。だから、きょうの新聞で市長が旧町に5,000千円から10,000千円と。きのうの答弁聞いていてびっくりしましたけど。だから、お金に余裕がありますと、合併後ですから、周辺対策で使うと。この中身はこれから詰めていかんやいかんでしょうからね。補助金支給要綱もありますし。本来ならば、事業計画があって、その事業計画を見ながら、そして、補助金交付するというのがこれまでのやり方でしたよね。これが5,000千円から10,000千円、これが年1億円。継続する可能性もある。使い切れなくても返さんでいいという新聞報道を見ますとね。ですから、定率減税の全廃で148,000千円来年からずうっと入ってくるわけですから、これがこれに使われるのかなという、それは税収増になっていくわけですから。

負担増になっている勤労者側から見ますと、住民税からそうですから、所得税も含めてみますと、年収5,000千円、4人家族のサラリーマンで5,000千円の方は18千円が去年ですね、負担増が。負担増というのはそうですよね。19年1月から年間35千円と、所得税、住民税入れましてね。ですから、住民税だけ払っているわけじゃないですね。所得税も払っておられます。ですから、これは大変な負担増なんです。そこで、ぜひ税収増の背景には市の職員の方だってそうですよ、4,000千円、5,000千円しよっちゃ、年間50千円、60千円の負担増になる。そこをしっかりとらえておかなきゃいけないじゃないかと考えております。

ここで私が言いたいのは、じゃ、今、税制調査会で税のあり方を検討されていますね。財界は一斉に法人税を引き下げろと要求しておるんですね。定率減税を廃止する一方で、企業向けには現在法人税の40%を30%にしろと、財界の要求ですよ。こうしますと、例えば、1兆円もうけているトヨタ、トヨタだけで1,037億円の減税ですよ。これまた別の税制がありまして、売り上げに対する税、戻し税、戻し税だけでも5,000億円あるというでしょう。銀行でも3兆円利益が上がったと言っていますけれども、法人税払っていないでしょう。今まで不良債権処理で公的資金、国民の税金投入して、やっと不良債権処理して、そして、利息はゼロで国民にいわば財産、本来ならばやらないかんのに、ゼロにされている。そこで、今3兆円の利益、法人税払っていない。そんなばかなことないですね。

ですから、毎日新聞ではどういう社説載せたかということ、政府税調のことで、12月3日の毎日新聞ですけど、法人税に甘過ぎる。ですから、企業がもうけるのはいいわけですけども、もうけ方に問題があると思うんですよ。リストラをし、非正規雇用の比率をふやして、人件費のコストを下げて、そして、安い賃金のもとにもうけている。ですから、ぼろもうけ

した分のぼろぐらいは国民に還元する、あるいは税金として還元していく。大企業であっても、もうけを否定するものではありません。そういういざなぎ景気を超えるような好景気で大企業が潤っているんなら、やっぱりそういうことも地方から声を上げていくべきじゃないかと。そのことを指摘しておきます。

同時に、これは日本の経済の60%が消費経済と、こう言われているわけでしょう。ですから、60%は個人消費に頼っている。地域経済はまさにそうですけれども。そうしますと、この負担増というのは、国民の購買力、懐を冷やすことになりますね。

そこで、市長にお伺いしたいんですけれども、市民の購買力を高める、まちで雇用を拡大するとか、雇用をつくるとか、そういうことも含めて、勤労者の負担増、これは購買力低下につながっていくわけですから、市民、市民に限らず、国民の購買力を高めるという点で、市民に負担増をかけられている定率減税の廃止だとか、一方で大企業には法人税の減税だとか、そういう点では市長どう考えておられますか。（発言する者あり）

わからんなら、わからんで次に質問進めますので。無理して答弁せんでいいですよ。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっとわかりません。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

地域経済の発展にとっても、国の経済の発展にとっても、消費経済が全体の60%を占めておるという状況から見ますと、購買力を高めること以外に解決の道はないというのを指摘しておきたい。市長がわかりませんと言いましたので、資料を後で差し上げたいと思います。

次に、介護保険料への影響についてです。

これも市民の負担増なんですよ。これもわかりませんで逃げられたら困りますからね。ですから、健康増進課の方で資料をつくっていただいたんでしょう。議員の皆さんたちも資料が来ているんじゃないでしょうか。

そこで、介護保険料の3年ごとの見直しで大幅な値上げになって、基本料5,123円になって、これが佐賀県で一番高くなった。介護保険料が大幅に値上げになったということと、昨年、おとしですか、12月ですか、年金1,250千円以下の65歳以上の高齢者の非課税措置が廃止になった。これによる介護保険料の値上げ、所得の低い人には負担増になっておるわけですが、住民税課税になったことで介護保険料の所得階層別保険料の影響、これが健康増進課で準備していただいた資料ですね。その影響、どのように移動していったかですね、答弁をいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

○中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

介護保険料に及ぼす影響がどうなったかということでございます。お手元に介護保険被保険者の所得段階別区分及び保険料ということで資料を差し上げております。今回、定率減税に伴う影響でございますが、現在の保険については第6段階に設定をされております。被保険者数について各段階ごとに申し上げますと、第1段階、第2段階の方1,756名、第3段階の方1,373名、第4段階の方5,682名、第5段階2,575名、第6段階の方998名、合計1万2,384名でございます。このうち段階が上がった方については、1ページの資料の右の方に書いてありますが、第2段階から第4段階へ71名、第3段階から第4段階138名、第5段階の欄で第3段階から第5段階に上がった方458名、第4段階から第5段階に上がった方833名の合わせて1,500名の方が段階が上がったということで、負担増になったという方でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

こういうふうに介護保険料の値上げ、特に住民税非課税世帯がふえたことで1,500人に影響が出た。この数はわかりますけど、第2ページの方で金額を落としてみました。ここで見ていきますと、71名ふえたという第2段階から第4段階の人、もともとこの人は第2段階ですから、基準額の0.5ですね。年額30,738円だったわけですよ。これが第4段階になることによって、第4段階は1でしょう。第4段階になることによって61,476円。倍ですよ。激変緩和措置がなければ、18年度、この激変緩和措置で0.5を0.66にする。それから19年度、来年は0.83にする。20年は1にする。平成20年からは、今まで30,738円でよかった人は61,476円負担せねばならない。その時点でまた見直しが出てくるんですよ。3年越しですからね。もう一つは、138名ふえたという第3段階から第4段階の人。もともと年間46,107円でよかったわけですよ、基準の0.75ですからね。年間46,107円でよかった人が61,476円。ここも大幅な値上げ増でしょう。それから、一番多いのはどこですか。第3段階から第5段階、これが458名ですね。この人たちは0.75ですから、もともと年間46,107円でよかった人が76,845円、約30千円の負担増ですね。

これは激変緩和措置といいますけれども、果たしてこれが激変緩和措置になるのかということなんです。例えば、0.5の人が0.66になりますね。もうこれは平成18年度ですから。平成19年度のところで見ていきますと、71名のところですよ。基準額の0.5、5,123円の半分でいいと。この人たちは0.66にすると、18年度は。これでも年間9,828円負担増ですよ。

平成19年度0.83にする。月1,690円負担増ですよ。10千円を超えますよね、20千円ぐらいになりますよね。ですから、こういう負担増が介護保険の1号被保険者、65歳以上には掛けられてくる、年金天引きですね。

そこで、次の質問に行きますけれども、高齢者の負担増というのは介護保険料だけではないわけですね。住民税の公的年金控除の縮小、いわば1,400千円の控除が1,200千円になった。200千円公的年金の控除額が減ったことで約20千円国保料ふえますよね、年間。だから、こればかりじゃない。本当に65歳以上をターゲットにした負担増というのは、これにプラス医療費もありますからね。大変なことですよ。

そこで、市長にお伺いしたいのは、選挙公約で介護保険料を引き下げると、平成20年というふうに、あれは予算化と呼ぶのか、予定と呼ぶのか、あらかじめというしかありませんからね。後で答弁の中で教えてほしいんですけれども、これは公約されました。期待は大きいですよ。杵藤広域圏の管理者でもあられますね。そうしますと、介護保険料を引き下げるという場合に、介護保険料は杵藤広域圏で保険料率、保険料を決めますね。武雄市議会ではないですね。介護保険事業所全体、いわゆる構成市町村すべてを対象として介護保険料を引き下げる。この公約を出されたときにはまだ管理者ではなかったでしょうからね。あるいは合併した後の武雄市の人たちを対象として介護保険料引き下げの公約をなされたのか。いずれなのかですね。そこをまず答弁をいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

今の介護保険料の伸び、そして、受給者等々の勘案、今の段階でどうこうするという資料等は持ち合わせておりません。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

資料を持ち合わせていないということですが、しかし、介護保険料を引き下げると公約されている段階では、一定の見通しがあったんでしょう。そこを私聞いているわけですよ。どういう方法で介護保険料引き下げという公約をなされたのか。資料がないと言えないというと、じゃ、これは実行できないという、資料を見て、給付の伸び率だとか、利用料の伸びだとか、いろんなことを想定すると、これはできないということになりかねないんですか。介護保険料というのは一番高いんですよ。これは最初出発する5年前ですか、最初の想定が安過ぎたと、だから借金をしなきゃいかんやったし、借金返しも始まったと。だから、介護保険料を全県平均24%の値上げですけども、43%ぐらい値上げになったわけですよ。佐賀県1位、2位だったわけですよ。それを今市長が言う、資料がないから何とも言

えないというのは、どういうことですか。介護保険料を引き下げるといふ公約は、資料次第では破棄されるんですか。そこもう一回答弁いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

先ほど申し上げたとおり、どれだけの伸びがあるか等々について、私がここでこうします、できませんという資料がない。だから、そういう意味では私の具約の中でも濃淡があります。だから、達成できるもの、達成できないもの、いろいろあるかもしれませんが、この問題に関しては、今の伸び等々をつぶさに検討している段階であります。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

それは今聞いている人、がっかりしますよ。濃淡があると言われますけど、あの具約42の中では下線引いてあるんですよ。下線引いているのは重点課題、重点項目だと。その中に固定資産税の引き下げ、水道料金の引き下げ、そして介護保険料の引き下げと。今の市長の論法でいきますと、水道料だって資料がないから何とも言えない、固定資産税も、一般質問の最初の日、執行部の答弁では100分の1.4のままだと、こんだけやけん税収減ですよ。1.5にするとこうだ、1.55にするとこうだと、それぞれ細かい数字が出てきましたね。だから、非常に財政大変だと。値下げを言うのはいいけど、財源どうするのかと。こういう論議にもなったわけでしょう。

私が言いましたように、確かに給付の伸びだとかありますよ。しかし、県下八つの事業所の中で武雄市一番高い保険料になってしまった。値上げしていないところもあるじゃないですか、八つの事業所の中で。値上げはあってもごくわずかというところもありますよ。そんなに試算出すのに幅は出てこないと思うんですよ。

ですから、次、質問しようと思ったんですよ。広域圏全体で引き下げようとしているのか、あるいは武雄市だけを対象にしてされているのか、考えられたのか。管理者になってからまた考え変わったと言われるかも知れませんよ。しかし、武雄市だけを対象にしてやるとすれば、一般会計からの繰り入れ、どこでもやっていますよ。利用料の減免、介護保険料の減免、ここでやっていますよね。そのどちらかでしかないわけですよ。広域圏でやる場合、広域圏議会で決定するでしょう。管理者である武雄市長が提案しなきゃいけませんね。やるとすれば、広域圏全体なのか、武雄市という地域に絞ってなのか。少なくとも、やるとすればという前提でいくならば、市長答弁できるでしょう。どうぞ。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私が具約を出したときに、まさか管理者になるというのは前提条件としては思ってもいませんでした。それは私の不明のいたすところか、あるいは私が選ばれてどうこう言う話じゃないかもしれませんが。今、管理者と言えることは、武雄市だけを下げるということは考えておりません。もし下げるとするならば全体と考えております。下げるとするならば。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

きのうの一般質問に対する答弁ときょうの答弁と非常に歯切れが悪いですよ。私に言わせますとね。公約は公約ですから、政治家の命ですから。そのためにどういう方法をとるのか。これが前提にないといけないでしょう。公約してまだ7カ月ですよ。今になってわかりませんと、資料を見ないとわかりませんと、そんな公約の仕方はないと私は思いますね。

そうしますと、公約がまだ生きているという前提でしか質問準備していませんので、そうすると、広域圏全体でやるということになれば、審議会をいつごろ立ち上げ、これも審議会ですよね。審議会をいつ立ち上げるのか。広域圏全体での審議会になっていくんでしょうけれども。そこら辺の想定は、これ担当、健康増進課だけでできませんよね、市長でないと。市長の考え方の中にいつごろ審議会を立ち上げるのか、そういうスケジュールというのはあるんじゃないですか。あるなら示してください。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

審議会は来年立ち上げようと思っております。それは武雄市の中の審議会、まず、審議会の中で給付水準の伸び等々でどれだけアタックできるかを、まずそこで検討、勘案をしたいと考えております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

値下げするとすれば、広域圏全体になるだろうと。もう一つは、武雄市でまず審議会を立ち上げてどうなのかという検討を始めると、それは19年ですね。ぜひひとつ公約に命を吹き込んでいただきたいというふうに思います。

3番目の質問に移っていきますけれども、新設される後期高齢者医療制度について質問を移していきたいと思います。

日本医師会が強力に反対して、公立病院を抱える自治体も診療報酬3.6%の引き下げを含

む医療制度の改革、これもまさに改悪ですよ、これが小泉前自公政権のもとで強行され、具体的中身が既にもう今日実施されてきております。その結果、国民には新たな負担増、医療費の負担ですね。これは今度の議会にも出ていますけれども、保険の使えない医療、混合診療、大幅に拡大していく。この改悪の中身、実施が始まっているわけですがけれども、まさに所得の格差というのが命の格差に直結する、そういう社会になりかねない。先ほど教育長言いましたように、格差社会。医療の分野でもこの格差社会が広がっていきかねない。と同時に、自治体病院を抱える武雄市としましても、診療報酬の3.6%の引き下げというのは大変なことですよ。そしてまた、保険のきかない混合診療ですか、金のある人は最高の医療水準で医療を受けられる。お金を持たない人は保険の範囲内と。混合診療の導入というのはそういう意味を持てきますよね。ですから、まさに命のさたも金次第と言われかねないですよ。

そこで、後期高齢者医療制度も平成20年4月から実施されるわけでありましてけれども、資料をいただいたのは、この前の10月の福祉生活常任委員会やったかな、11月ですね、11月の福祉生活常任委員会でこの資料が初めて出されて、それで、12月議会で3,040千円の運営費負担の予算が決められる。議員の皆さん方にはまとまった資料できょうが初めてですよ。これもかなり乱暴なやり方じゃないですか。

平均で年間60千円、医療保険、値上げになった介護保険料と合わせて。これまた年金から天引きされる。天引きされる側はたまったもんじゃないですね。これは都道府県を単位として運営される。この12月補正予算で、先ほど言いましたけど、3,040千円ですか。

そこで、これは全国市長会が出したのは、このままでは受けられないというような市長会声明が出ていましたよね。それは後で言いましょうか。はい、いいです。

そこで、お伺いしますけれども、質問いたしますけれども、この制度が武雄市にとって、県単位、連合体としてありますよね、県一本で運営されるようですけども。武雄市にとって有利なのか、不利なのかですね。公費負担4、1、1の中に入っていますので。75歳以上の高齢者にとってみると、高齢者医療制度が新設されることによって、よくなるのかですね。そこら辺はどう判断されているんでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

○中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

本年6月、医療制度改革法案の成立によって、20年4月から始まる後期高齢者医療制度については、県内全市町の加入が制度の趣旨であり、義務づけられているところです。これにより医療費の抑制と国、県による財政リスクの軽減を図るものでございます。

また、高齢者にとっては、今までなかった医療費から患者負担を引いた額の1割が保険料

として負担増になりますので、リスクを伴うということでございますが、長期的には医療費の抑制につながるものと考えております。

また、市町村にとっては、広域連合による事務の一本化が図られ、効率化も図られる。また、負担と給付のチェックがなされるため、後期高齢者の医療費削減につながるものと思われます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

75歳以上の後期高齢者にすると負担増になると言われましたね。資料をもらっていますけれども、負担減になる人もおるんじゃないですか、中には。負担増になるという場合に、この資料で見えますと、武雄市で75歳以上、この保険に加入させられるというんか、新しい保険制度に入るわけですから、7,900人と聞いております。これまで国保の扶養になっていた人、あるいは高齢者だけの世帯の人、あるいは政管健保の被用者の扶養になっていた人、それぞれおられますよね。それぞれに負担のあり方というのは変わってきますよね。もちろん低所得者については7割軽減、5割軽減、2割軽減あったとしても、その中で一番負担増になっていくのは、政管健保の被用者の扶養に入っていた人。担当に聞きますと、2,400人ですか。2,400人。この人たちは被用者の年間所得によっても変わってくるんでしょうけれども、配付された資料を見ますと、厚生年金の平均的な年金額の受給者、厚生年金2,080千円、応益3,100円、応能3,100円、6,200円、年間74千円。先ほど平均年間60千円と言いましたけれども。この年間74千円、新たな負担料ですよ、保険料ですよ。

そうしますと、部長が答弁した75歳以上すべての人が負担増になるということじゃないでしょう。例えば、75歳以上で国保に入っている人は、応益の分は3,100円でいいわけですよ。所得によって違いますけど、応益は平均すると3,100円でしょう。武雄市の均等割、平等割でいきますと、23千円ですからね。均等割もそれだけ減る。所得によっても違ってきますからね。ですから、負担増になる人たち、2,400人と私思っていますけれども、こういう人たち、特に厚生年金所得2,080千円の人、これ退職公務員の人たちはほとんどこれに当てはまるんじゃないですか。現役並み所得のある人、医療の負担3割になりましたからね。ここでも負担増になる。医療費の個人負担も3割、現役並み負担になっていく。それだけ耐えられるんじゃないかという意見もありますけど、そういう主張も次から次に負担増が高齢者にかかってきているわけですけどね。ここはいわば生存権が脅かされかねない。そういうトータルで負担増を見ても、どうなんですかね。先ほど市長はわかりませんと言われましたけれども、それだけ物を買う力が弱まっていくでしょう。生活そのものが圧迫されていく。こういう点では全国市長会が、このままではこの医療制度保険は認められない、国の責任を明確にすべきだということで、去年11月の全国市長会を出していますよね。しかし、県

一本の連合体になったと。

そこで、次の質問ですけれども、先、答弁してくださいよ。政管健保の扶養に入っている人、これは恐らくかなりの負担増になるだろうというふうに想定されますので、答弁してください。

これも本当やり方が無謀なんですよ。我々福祉生活常任委員会がこの資料をもらって論議したのは11月ですよ。そして、もう12月議会。ことしから3,000千円の予算がつけられている。あるいは連合体に加入するかどうかの議決まで求められてくる。恐らく初めてこの資料を見たという人もたくさんおられるんじゃないですか。勉強会でこんなに詳しい資料出ていませんでした。本当にやり方無謀だなという感じがいたします。

そこで、医療制度の運営の仕組みですけれども、財源構成が患者負担を除き公費5割。この公費のうちに国が4、県が1、市1でいきます。後期高齢者支援金、若年者の保険料が4割。それで後期高齢者の保険料が1割だと。全体10割ですね。私、この前からその負担割合の中で答弁をお願いしたいんですけれども、公費負担を5割としていますけれども、その資料がついていないじゃないですか、その資料――ありましたね。注1のところに、現役並み所得者については老人保健法と同様に、公費負担50%がないため、実質的な公費負担率は46%。約50%としていますけれども、実質的な公費負担は46%。この4%はどこに行くのかなと思ったら、後期高齢者支援金の負担率44%。本来4割なのに44%になっている。この注1のところですよ。ここの関係はどうなっておるんですか。その4%負担増になりますよね、支援金というのは。公費負担の46%というのは、4%はどこから減らすんですか。都道府県ですか、国ですか、市町村ですか。その関係を答弁していただきたい。この前からこれ疑問でしたので出しておりますけれども。

○議長（杉原豊喜君）

ここで議事の都合上、3時20分まで暫時休憩をいたします。

休	憩	15時5分
再	開	15時19分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

執行部の答弁を求めます。中原福祉保健部長

○中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

費用負担の割合についてでございますが、お手元に差し上げている資料の「後期高齢者医療制度の概要」の2ページ目でございます。「後期高齢者医療制度の運営の仕組み 平成20年度」という資料があるかと思いますが、これについて制度の仕組みが書かれておりますが、高齢者の保険料が1割、後期高齢者支援金約4割になっているところでございます。しかし、

注の１のところで、現役並み所得者については老人保健法と同様に公費負担50%はないため、実質的な公費負担率は46%、後期高齢者支援金の負担率は44%となるということに試算をされているところでございます。

それから、資料の４ページに保険料の算定方法があるかと思います。保険料の算定のところで全国平均で応益割、応能割、50対50で、全国平均応益割約3,100円、応能割約3,100円—月額ですが、月6,200円が保険料として算定をされているところです。年74千円ということになります。

お尋ねの政管健保対象者についてでございますが、17年度末2,154人ということになっているところでございます。この方たちについては、ただいまの資料の一番下の欄でございますが、応益3,100円で応能はゼロで月額3,100円ということになっているところでございます。これについては激変緩和措置として、後期高齢者医療制度への加入時から２年間、応益保険料は５割軽減して1,500円とすることとされているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

このことについて、福祉生活常任委員会で最近質問しました。40%プラス4%はどこから来るのかというのは答弁がありませんでしたので、福祉生活常任委員会の議案審議中で議論を進めていきたいというふうに思います。

時間があと迫ってきておりますので、第４の市町村設置型合併浄化槽への移行問題について。

この件につきましては、今回の議会でも論議されておりますので、まとめて言いますと、19年度は農排水の料金、北方、山内、武雄、それぞれ違う。公共下水道まだありませんからね。それから、合併浄化槽の負担金との関係、そういうことで見ていきますと、料金の統一を19年度中にはしたい。それから、その後、市町村型合併浄化槽への移行という問題がある。それとの調整もありますね。それで、政治の継続性とか、行政の継続性という観点から見ますと、去年は、今すぐにでも合併浄化槽を市町村型に切りかえるという答弁がありました。期待する向きも多かったんですよ。ですから、それを早目という人たちもたくさんおられたかと思います。それは下水道課の年度ごとの補正を見ていけばわかりますよね。

ですから、そこで、余りこれに時間はかけられませんが、従来の認識というのは、市町村型合併浄化槽になりますと、合併浄化槽そのものを市に寄附してもらう。維持管理費は市が持ちましょう。そういう認識、これは私だけの認識でしょうかね—と私は認識をしておりました。しかし、農排水かれこれの料金を統一した上で合併浄化槽の維持管理、これとのバランス、不公平感もなくさにならなければならないということもありますので、そこを合併浄化

槽にしてみますと、5人槽で見ますと、2カ月に1遍3,200円の契約、年間1回の汚泥引き抜き料ですか、これが39千円、約60千円ですよね。その不公平感をどうするのかと。この不公平感については来年度中には解決をして、それこそ20年4月からは市町村型に切りかえる、そういうふうに認識していいかどうか答弁をお願いしたいと。あと15分しかありませんので、あと水道問題に行きますからね。簡単でいいですから。

○議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

○大石建設部長〔登壇〕

質問者おっしゃるとおり、料金の統一を20年度からやりたいということで今進めているところでございます。その中で、下水道整備基本計画の策定を今やっております。そうしますと、この中でどうしても出てきますのが、今おっしゃるように公共下水道の使用料、農業集落排水の平均月額、そのこのところと個人設置型浄化槽の維持管理費との差が出てまいります。おっしゃるとおり、市町村型を取り入れるとするならば、この個人型で設置されている浄化槽につきまして譲渡していただいて、その分の負担ですね、維持管理費、これについて市町村型と同等な形でやっていくということにならないと、不公平感を生じると思います。そのことを含めまして、今現在、どうやっていくかということも含めて計画策定をやっておりますので、それができて、その後、財政状況の問題もあるんですけれども、入っていくということになるかと思いますが、今のところ、時期的にどこでこういった形で取り組んでいけるといところまでは行っておりませんので、それができた時点でまた皆さん方にお知らせしながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

先ほど政治の継続性だとか、行政の継続性と言いましたのは、ずうっと積み上げられてきたんですよね。石井元市長のころでしたけれども、武雄市が合併浄化槽を基本として進めていくと、平成3年か、4年ごろ発表されて、新聞で大きく報道されました。そのころ、武雄市排水処理計画というのが出されました。合併処理浄化槽、農排水、公共下水道と、3本柱がですね。その後、下水道をいよいよ始めるといって平成9年の事業計画決定から、そのときには当面33ヘクタールでやっていくんだと、そういう積み上げがあるんですよね。

それで、その間に市町村型に切りかえる。そういった意味では、継続性というのも大事にしつつ、基本計画というのはこれで2回目ですか、下水道も調査になりましたしね。それで、さらにまた今度は、合併したからと言えるかわかりませんが、基本計画を出すと。そういう意味で、ぜひ政治の継続性といいますか、そこらを明確にして進めていっていただきたいと思います。

最後に、水道行政について質問したいと思いますけれども、武雄市は水道料金が高い、引き下げてほしい。これもやっぱり市長の公約にありますように、市民の強い切実な期待ですよ。これは、市長はこたえていこうと。最速、平成20年4月実施と。これは公約は変わらないと思いますけれども、そこで、この水道料金を引き下げるのに原資はどうするんだと、財政はどうするんだというのが一般質問の初日に論議がありましたですね。できるんかと、そういう質問があっていました。確かに、財源を見つけてこいというのが市長の……。一方で、ビルドしようと思えばスクラップは何が必要かと、ビルドしようと思えば財源はどうするんだというような話もされましたね。基本的にはそれは執行部の考え方であって、もちろん議会の側の提案もありますけどね。

そういう点では、水道料金引き下げの三つの要因といいますか、一つは、2部料金制の導入ですね。これは平成11年の監査委員会から、私が監査委員会に入った3年前も同じですが、不合理な料金体系だと、毎年これは繰り返し指摘をされてきました。普通、民間で考えられないですね。100契約をして、50使ったと。基本料金の中にあっただとしても、50分もちろん払わなければいけませんね。幾ら使おうと、100料金払いなさいと。民間の経済の原理は通用しない契約でしょう。ですから、平成11年以降の監査委員会でも、それは不合理だと、料金体系が。

ところが、これは西部広域水道企業団で、そうすると、自己水源を持っている武雄市と自己水源を持たない構成市町村との間に不公平が生じる。その不合理をそのまま継続しようとするれば、武雄市の方が有利ですからね。ほかのところも契約水量に合わせてやってくれということなんでしょうけれども。これは9月議会か6月議会かで、水道部長が、西部広域水道企業団の議会で2部料金制の導入については引き続き強く要求していきたいという答弁をされております。その経過をひとつはっきりさせていただきたいというふうに思います。

どういう不合理が経済的に生じているかといいますと、武雄市でいいますと、平成13年の供用開始から17年の間に、総額で見ますと、使ってもいない、受水もしていない数なんだけれども、契約どおりに受水費を払ったと。ですから、使っていない金額、いわば私に言わせると、むだな金だと思いますけれども、これが累計しますと402,936千円になるんですよ。受水していないのに、契約したから払えという金ですね。北方の累計で見ますと、これが70,407千円ですか、ここの不合理さを解決していただきたい。これは一番大きいときで1億円超えますからね。契約水量と受水量との差といいますのはね。これはどういうふうに2部料金制が動こうとしているのか。東部水道企業団も2部料金制に導入するまでに五、六年かかっていますよね。ですから、それで3年越しの見直しと。幾らか合理的な料金体系に変わってきたわけですね。そこは東部、西部、広域水道企業団としては一緒ですから、ぜひ答弁していただきたい。

もう一つ、資本費、これが179円をピークに何年からですか、下がってきていますね。資

本費が1円下がることで大体8,300千円ですか、約8,300千円くらい下がりますよね。これが資本費が175円、従来178円でしたけれども、175円、2年前の実績で換算するということだったので、175円。3円下がりましたね。3円下がったことで、今度の12月補正でも24,000千円ですか、二千五、六百万円補正がありますね。一般会計から水道会計への繰り出しという形でありますね。この資本費が下がることで高料金対策が武雄市に交付される。いろんな計画事業がありますけれども、利益剰余金14億円をこれに使っていくということも一つの方法ですよね。

もう一つ、先ほど西部広域水道企業団のとき言えばよかったんですけども、多久が入ったことによって、1トン当たりの単価が88円から84円になる。これは84円に4円単価が下がったわけですけども、この原資となるものは、西部広域水道企業団の16年度の決算を見ますと、185,000千円の利益剰余金があったと。17年度で約3億円近くふえておるわけでしょう。これを原資にして単価を88円を84円に落とすと。これは決定でなくて、そういう見通しですね。後で答弁していただきたいと思います。

ですから、2部料金制に移行するという問題と、利益剰余金があるならば、それは単価の引き下げに使うという広域圏の問題ですね。そうすることによって受水費を安く抑えることができる。それで、資本費が175円、3円下がったことによって国の交付税額がふえる。もちろん普通交付税で5割、特別交付税で3割ということですから、2割は一般会計からの繰り出しですよ。

そういうことも十分勘案されてのことでしょうけれども、そこで、私お聞きしたいのは、平成17年7月に作成していただいた高料金対策補助金の計算書というのがあります。これで見ますと、資本費を178円に据え置いた場合に、平成22年までの間、957,000千円が高料金対策として交付されると。北方町は平成22年までに66,000千円交付される。これが平成18年の今度の資料で見えますと、175円に3円下がったんだけど、平成23年までに――これは24年と計算されていたのが23年になっています――459,000千円となっておるんですよ。ことしの7月に作成した資料と、今度の一般質問でお願いした資料との間に約5億円差が出てきているんですけども、それほど武雄市の資本費が下がっていったのかですね。その関係を答弁していただきたいと思います。よろしくお願いします。それは市長でも結構ですけども。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤水道部長

○伊藤水道部長〔登壇〕

まずもって、2部料金制の導入ですけども、この料金問題につきましては、今月26日に企業団議会がございますので、そこで正式決定ということになります。したがって、今の段階におきましては、企業団を構成する各市町の副市長さん、助役さんで構成します幹事

会での確認段階ということで御了承方をまずもってお願いしたいと思います。

結果としましては、次期料金算定でございます19年から21年のこの3年間については、2部料金制の導入についてはできませんでした。これは先ほど平野議員がおっしゃるとおりで、構成市町の中で自己水源を持つ団体、並びにすべて全面展開した段階の利害関係がぶつかりまして、どうしてもここの段階では折り合いがつかないということになったわけです。しかし、それにかわりまして、その次の平成22年から24年の料金改定時には2部料金制について導入するという確約をいただいたところであります。この確約も含めまして、先ほど言いましたとおり、26日の企業団議会の中で確認がされるものというふうに理解をしているところであります。

それから、利益剰余金の使い方でございます。

御承知のとおり、西部広域水道企業団の18年度末での利益剰余金につきましては、約325,000千円程度になる見込みであります。何で利益剰余金ができるのかということについては、財政収支計画を出された段階から入札減や物価上昇率の見込み違い、また、機器などの更新をおくらせたという中で、この3億円を超える利益剰余金ができただけであります。これについてはいつの段階でもそうでございますけれども、一応次期料金算定の原資とするということで決定をしていますので、そういうことで今回も1年1年の単年度収支計画についてはマイナスでの財政収支計画を立てまして、この補てん財源として利益剰余金について使っていくということで決定をしたところであります。この4円下がりました関係でいいますと、年間14,263,032円というのが費用軽減額ということになります。

それから、高料金の関係でございます。

3円下がりました関係で言いますと、先ほど議員御指摘のとおりで、今回補正した分の2,000数百万円というのが北方と武雄の水道分として上がっております。それとあわせまして、この3円下がったおかげで、今回補正でまたお願いしましたとおり、山内水道についても単年限りでございますけれども、高料金についての補助が受けられるようになりました。

それで、今後の見通しでございますけれども、まずもって武雄市につきましてですけれども、これはもう平成24年で動きません。これはどういうことかといいますと、資本費が下がるということであります。資本費の計算は減価償却費と……

〔22番「時間ないからいい」〕

そういうことであります。また、北方水道につきましては、一応21年ということで見込んでいるところです。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

最後に、市長にお伺いしますけれども、介護保険料の問題では資料がないと言われましたけれども、2部料金制への移行、1トン単価の引き下げ、資本費で国の控除がふえる、24年までですけどね。これだけの資料があれば、19年度審議会を設けて、それで、20年4月実施ということが可能なんでしょうけれども、最後に市長の決意をお伺いしたいと思います。

同時に、以上で私の一般質問は終わるわけでありましてけれども、地方自治法の本旨、言うまでもありませんけれども、住民と滞在者の健康と安全を守り、福祉の向上を図る、こういう地方自治法の本旨に沿って、常に住民の立場から暮らしの実態をしっかりと見据えていただいて、行政を展開していただきたい。武雄市発展のためにも、そこに住んでいる人たちが本当に満足できるような、そういう暮らしの実態を踏まえた上で、行政サービスの展開を図っていただきたいと、そのことを要請して、最後に市長の水道料金の引き下げについて、いつ審議会を設けられるのか、改めて答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

水道料金の引き下げについては、来年の4月以降に審議会を設置し、そこで広範な議論をいただき、引き下げに向けて検討を開始したいというふうに考えております。

〔22番「以上で終わります」〕

○議長（杉原豊喜君）

以上で、22番平野議員の質問を終了させていただきます。

次に、23番江原議員の質問を許可します。御登壇を求めます。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

市長に、4点にわたって質問をさせていただきます。

1番目に、国民健康保険制度の見直しについて質問をいたします。

現在、新市の国民健康保険への加入世帯は9,777世帯でございます。これは全市世帯の58.4%の比率になるようであります。17年度の決算をさきの11月の決算特別委員会で審議をし、資料が提出されました。この資料の中で、9,777世帯の中で約11%の方々が本当に払いたくても高い国保税のもと、やむなく年を越しておられる方が1,068世帯、11%を超えるものとなっております。私は、この国民健康保険制度は本当に今、政治の焦点の一つだと思っております。

今、昨年からことしにかけてマスコミや新聞、あるいは週刊誌等でもさまざまなキーワードとして述べられているのが格差社会、この格差社会が私たちの日常の見聞きする状態であります。私はことしの1月、2月にかけて大手マスコミの新聞であります、1月6日、毎日新聞が世論調査を発表しております。「格差社会になりつつあると思うか」について、6割を超える方々が「そう思う」。また、1月28日の共同通信の新聞、佐賀新聞や西日本新聞な

どでは、「この格差社会がもっと拡大する」71%であります。1月30日、読売新聞は、「日本は格差社会になりつつあると思う」、これも74%であります。また、2月5日に朝日新聞では、「国際所得格差が広がってきているか」という問いに74%の方が「所得格差が広がってきている」と、こういうまさに日本が格差社会になりつつある、そう実感している多くの国民の皆さんの世論調査が報道されました。

私は、この世論調査を改めて見直したときに、今、国民健康保険制度を市民に本当に役に立つ制度に切りかえていかなければならないのではないかと痛切に思う次第であります。そういうとき、今から10年前、橋本内閣は9兆円もの大きな負担増を国民に押しつけました。そしてまた、小泉内閣は構造改革と称して、この数年の間、国民負担増3兆5,000億円、こうした国の政治のもとでこのしわ寄せが武雄市民にも直撃しているのではないのでしょうか。そのしわ寄せの一つが国民健康保険制度にもはね返っていると考えております。

3月1日、合併いたしました。その中で国民健康保険税が統一をされ、そのふえた額を合わせますと約125,440千円になろうとしております。そうした増税を求めながらも、それでも制度を維持するにはさらなる国民健康保険税を値上げしないとやっていけないということを今日耳にいたすところであります。多くの加入者の皆さん方は、これ以上また国保税が値上げされたら払うのが大変だ。武雄市の加入世帯の所得階層を見ても、年収1,555千円以下が70%を超えておられます。まして所得ゼロ円の世帯が26.6%を占めています。

質問をさせていただきたいと思いますが、今後、武雄市の国民健康保険制度の見通しについて質問をしたいと思います。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

○中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

本年度分の国保税の税率については、先ほど議員から紹介がございましたように統一をされまして、医療分について所得割9.9%、均等割23千円、平等割32千円。また、介護分については所得割1.37%、均等割6,200円、平等割3,500円をお願いをしているところでございます。

本年11月の月例経済報告では、我が国の景気がよくなっていると、回復しているという認識を示されていますが、本市においては依然として雇用情勢は厳しい状況が続いている。その中で一般被保険者の加入世帯数はふえているものの、被保険者数は当初の見込みより減少しているところでございます。退職被保険者は当初の見込みよりも世帯数、被保険者数とも増加しており、今後もこの傾向は続くと思われます。

このような状況で、本年度については51,000千円の減収が見込まれるところでございます。医療費の伸びも今までの推移等見ながら支出を見込んでおり、基金の取り崩しで厳しい国保

運営をいたしてしのいできましたが、本年度末保有額も底をつく状況であります。一層厳しい財政が予想され、単年度収支では２億円以上の赤字が見込まれているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

市民の皆さんの中でも、さきの12月3日にNHKテレビで、ちょうど大河ドラマの終わった後でしたが、NHKスペシャル「もう医者にかかれない」という報道番組がありました。これを見られた皆さん方はみずからのものとして、また、身近な福岡市の実態もつぶさに映像に出てきていまして、非常に身につまされた思いでした。ここで議論された中で、NHKの取材の視点が本当に弱者の立場に立って、被保険者の目線で問題を報道されていることを本当に感じました。その中で、国の厚生労働省の担当者の方の言動について、本当に冷たさを感じた一人でもありましたが、もし本当にこの国民健康保険税についての、市長もちょうどこのテレビを見ておられたら、あっ、議論しやすいなと、ちょうど一般質問の届け出をした後でございましたので、それを感じた次第でしたが、このNHKスペシャル、市長ごらんになる機会があられたかどうか、いかがですかね。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

12月3日は大河ドラマを見た後に、もともと見ようと思っておりましたので、拝見をしました。そして、きょう改めて、朝、質問に備えてまた見ました。その感想としては、やっぱり身につまされる思いがしました。文字とか議論ではなくて、ああいうふうな映像で飛び込んできたときに、何て言っているのか、言葉を失うものがありました。

その中で、私は基本的にこの制度としての側面を見たときに、あの番組を見て感じたのは、国と、あの場合は福岡市やったですね、福岡市と個々の被保険者、それぞれが不幸な目に遭っていると。特に自治体は国のせいになると、国は自治体の自助努力を促すと、被保険者は極力払ってくれと、そういうふうに、ある意味での三つの悪循環がある。これは制度として本当に成り立っているんだろうかと。あんまり言うぎんた、また新聞に載っけんですね。私はそういうふうに感じた次第であります。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

本当に私はこの映像、市長もまた、けさ見られたということですが、私もビデオに撮っております。これは本当に国民健康保険制度、議員の中でも事業なさっている以外の方、多分この加入者だと思いますし、私自身も国保の加入者ですけれども、本当に身につまされます。

市長が映像を見ておられて議論しやすい土俵ができてよかったなと思いますが、本当に悪循環だと思います。

そこで、6月定例議会の国民健康保険特別会計予算のときに市長はこういう答弁をされております。「この国保の問題は極めて重要な問題であります。これは具約に書く、書かないにかかわらず、これは大事な問題であると認識をしております。その上で、」ということで飛ばしますが、「そこで、一つ、ぜひ私も問題認識を共有してほしいのが、これは一自治体でできるような問題ではないということです。私は何でもかんでも国が悪いというのは言いません。しかし、これは国全体の保険制度のあり方、保険をどういうふうにするか、そういった問題でありますので、私は自治体の長として、小規模自治体の長として、市長会、あるいは厚生労働省等々に働きかけていく、これをお約束したいというふうに思っております。」と、こういう答弁をしていただきまして、私、あわせて同僚議員もそうだという賛意の温かい味を伺いますか、賛成の表明を、市長が今答弁しましたように、本当にこれは悪循環だと。それは映像でも言われていましたが、昭和59年、中曽根内閣の時代に国の負担率が45%から38.5%に引き下げをされたということも含めて、いわゆる各市町村の自治体の運営も大変な状態になっているし、そのもとで就業構造の変化が大きいわけです。それは国の政策が私は最大反映していると思いますし、社会構造の変化だと思います。国保の加入者の就業構造の変化です。昭和40年、農林業の方たちが42.1%、あるいは自営業25.4%の人たちが、平成14年、4年前ですけれども、農林業が4.9%、自営業が17.3%という形で約7割から20%に下がっているわけですね。そして、ふえたのがパート、アルバイトの方たちが19.5%から24.1%、そして、年金や失業者の方たちが6.6%から51.0%、こういうように就業構造の変化と社会変化があらわれているということをNHKスペシャルでも資料で報道されておりました。

ですから、先ほど言いました1,555千円の年収の人たちが武雄市の中で50%を超え、所得ゼロの世帯が26.6%を占めている。本当に国民健康保険制度を運営していく上で非常に厳しいと。ですから、今、部長の答弁にありますように、値上げをして120,000千円増税をして、そして基金も取り崩して、それでも51,000千円の欠損だと。単年度2億円の赤字が出ていると、こういう本当に厳しい現状を申されました。だから、上げざるを得ないと、上げることを検討せざるを得ない。これではまた、保険税が上がっていきまると滞納世帯が本当にふえていく、まさに悪循環のそのものではないかと思います。

そこで、市長にお尋ねですけれども、こういう国民健康保険制度について、市長申されました、具体的にどのような働きかけをしていくおつもりなのか、中身について具体的に御答弁を求めたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は、6月議会以降に与党の幹事長、政調会長の方と本件に関して一々ほかにもありました、新幹線等に関してもありましたけれども、非公式の会談を持つ機会がありました。そのときに私が申し上げましたのは、2点あります。1点目が、国の支出をふやしてくださいと。これに関しては、これはなかなかねという話がありました。それともう1点、きょうNHKであったように、ちょっと言葉が適切かどうかわかりませんが、フリーターの方とか、あるいはアルバイトの方が、国保加入となつとるわけですね。その二つの構成体を政管に一々政府管掌ですか一々政管の方に持っていくのはどうでしょうかということを伝えて、それは一考の価値はあるなということはおっしゃって、だんだんそれが厚生労働省の審議会等々で一たんその話が出てきて、一元化は私は基本的になかなか難しいと思います。しかし、その構成要素を変えること、それができないかなということで中身については働きかけた次第であります。

ちなみに、NHKのテレビで出た国保の保険料が払えないという方に生活保護を勧めているところがありましたですね。私はこれに関しては、基本的には反対であります。その一手手前の短期保険証、これは武雄でも交付をしておりますけれども、それを緊急避難的に活用していただく。それによって保険料を可能な限り払っていただいて、医療を受けていただく。そういったことが、ちょっと理想とは離れますけれども、現実的な解決を考えた場合には、今のところそれが一つの回答かなと考えております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

具体的な市長の行動として、今答弁いただきました。これは引き続き重要な課題だと思いますし、地方政治を預かる首長の皆さん、また議会も含めまして、本当に市民の命を守る、健康を守る自治体の役割としての第一の義務でございますので、大いに関係機関に訴えていく、その先頭に市長も立っていただきたいと考えますので、大いに市長会、あるいはそういう機会を要求を、まさに先頭に立って頑張ってもらうことを申し述べておきたいと思います。

そこで、来年度、国保税のことについてでございますけれども、いわゆる先ほど言いましたように、悪循環の問題をどういう形で断ち切るかということが問われます。全国の自治体の中で、先ほど市長が言われました、保険料を払う人たちが厳しい中で、短期保険証の交付をしながら医療を受けていただく。そしてまた、保険税を払ってもらおうと申されました。これは本当に、そういう世帯の皆さんにとってはやりくりするのが大変だろうと痛感する次第です。

そういう中で、国民健康保険税条例の中の16条、災害等その他特別の理由がある場合の減免制度等があります。例えば、企業が倒産してリストラになったとか、そういう人もこの対

象になられて、そういう制度も利用されたかと思います。それとあわせまして、この基準をもっと緩やかなものとして適用していく、そういう減免申請の制度を確立していくべきではないかと考えておりますが、そういう方向で先進的な自治体の例もございますが、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

今、その条件を持ち合わせておりませんけれども、一般的に観念すると、私も基本的には要件を緩和した方がいいかなと思うときも正直言っております、これだけ厳しいと。しかし、それを行うと、実際そこでまた赤字が膨らんでしまうと。じゃあ、この赤字はだれが負担するんだといったら、保険料を払っている被保険者の方の肩にまたのしかかるわけです。そういう意味での減免の幅と負担のあり方というのは、ちょっとバランスをとって考えなければいけないと思っておりますし、少し時間を与えていただければありがたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

ぜひ中身について研究し、検討し、進めていただきたいと。改めてまた質問もしていきたいと思います。

今、この12月議会を通しまして、さまざまな形で市の財政のことについての質問が多岐にわたりました。私は政治的立場はありますが、先ほど言いました格差社会という流れの中で、この格差社会がどういう形で生まれてきたか、その根源に立ち返って議論していかないと、これまで戦後、国民皆保険制度、そして皆年金制度が憲法第25条、いわゆる生存権、国の社会的使命を表明しております憲法第25条に基づいて、戦後61年、日本の経済の発展が支えられてきたんじゃないでしょうか。私は、国民が本当に安心して暮らせる世の中、そして、だれでも年をとったら病気になります。また、不慮の事故や不慮の思わぬ病気で医療にかからざるを得ない。これは他人事ではなく、みずからのことではないかと考えておりますし、そしてまた国民健康保険法の第1条は、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と。私は、この国民健康保険法に立脚するならば、社会保障及び国民保健の向上に寄与する、この法律を本当に隅々に、日本全国、そしてまた市民の本当に手の届くところまでこの法律を生かさなければいけないかと思います。本当に国民健康保険制度、社会保障を支える重要な制度として引き続き質問もしていきますけれども、保険税の問題が問われます。そうした立場が今、国でも、そしてまた、地方政治を預かる首長の皆さん、我々議会も求められていることを訴えた

いと思いますし、被保険者の皆さんとともに国保制度の充実のために頑張りたいと思います。

それとあわせてこの問題で最後ですが、担当者も言われます、本当に元気で長生きしていくために、病気にかからないような健康増進の運動も大いにしていかなければならないと言われております。その点について、部長の答弁を再度求めておきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

○中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりだというふうに思います。医療費を削減するためにも、特に高齢者の方が元気で長生きする、これは高齢者ばかりでなくて、子供から老人まで元気で過ごすということが一番大事じゃないかと思います。そのために本年度「たっしゃかプラン21」を策定するようにいたしております。特に予防に力を入れていくということで考えております。皆さん方の御理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

本当に加入者にとっては、この保険税が値上げになるのは痛苦でございます。そのためにもっと国の負担率を、先ほど申しました、昭和59年の医療費の負担割合45%を38.5%に引き下げられた、これを段階的にもとに戻すことを本当に求めておきたいと思うわけであります。

2点目の校舎改築について質問をいたします。

山内中学校の校舎は、昭和29年に中通村、住吉村の合併の中で二つの中学校の統合ということで、当時、山内村の統合のシンボルとして昭和32年12月に学校敷地の購入が行われております。合併後3年目を迎えて土地購入、そして昭和33年、統合中学校建築問題について各地区の懇談会を開催し、昭和34年に今の校舎の半分が建てられまして、そしてまた翌年、左側の半分を建てたということで、今の山内中学校が新築されてから47年を経過している建物でございます。多分、この武雄市庁舎よりも早かったんじゃないかと思うわけですが、ことしの旧山内町議会のちょうど最終議会が終わった後、昨年から実施されておりました山内中学校の耐震調査の結果が報告をされました。そのときの調査結果では、改築の方向という調査結果が最終日に報告をされました。

そこで、改めて新市で引き継がれた事業でございます。この山内中学校の耐震調査の結果について御報告をいただければと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

お答え申し上げます。

山内中学校の耐震診断ですが、17年度事業ということで実施をされております。結果でございますけれども、北側の方にある特別教室棟ですね、こちらの方は耐震補強で対応できると。改築せずとも、そういう方法で対応できると。それから、管理教室棟と教室棟、これは運動場側の建物、これは実際棟続きですが、こちらの方は経過年数等を総合的に勘案するということ、改築を検討すべきだというような診断がなされております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

この耐震調査の結果が、山内中学校、現在3階建ての鉄筋コンクリートですけど、3階の部分を取り外せば、1階、2階があればというような診断がありますが、全部取り壊して改築した方がベターではないかなと考えるわけでございます。今の耐震結果について、市長はどのように認識をされますか御答弁いただければ。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

耐震補強が望ましいかなというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

鉄筋コンクリートでありまして、3階建てです。この耐震結果について、文面を見れば、本当に改築の方が早いと言えるのではないかと思います。九州管内で一番最初に合併をされました熊本県のあさぎり町という町が誕生いたしまして、これは5町村の合併でした。五つある中学校を統合するということで、合併特例債を使って新築していくと。場所をどこにするかが大変問題だということで、現地の視察をしたときに、そういう話を聞きました。

それは一つの参考であります。我が山内中学校にとって、本当にあの建物が、先ほど言いましたように、右と左を年度ごと建てたというような校舎であります。当時の建築のやり方にとっては本当にそうした技術的な問題があったかなと考えるわけですが、市の総合計画策定が進められているわけですが、この山内中学校の改築について、特例債を使って新校舎改築を、今、旧武雄市含めまして、校舎の改築計画スケジュールに基づいてやられております。そういう改めて検討する価値があるということを訴えたいし、地元関係者にとって、そうした方向を望んでおります。

新市の総合計画の策定に挿入し、特例債を使っただけのそうした意味での合併の効果としての

役割を、いわゆる福祉、教育、そうした部門に投入していただきたいということを訴えたいわけであります。市の総合計画策定に含めるお考えは、市長ありませんか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

耐震診断につきましては、ほかの小学校、あるいは中学校の校舎についても一応いたしております。全部18年度で完了をするということになります。それで、北方小学校の結果がまだ出ておりませんが、現段階で耐震性が低いという小・中学校の施設、これは6校、16棟ございます。それで、学校施設は子供の学びの舎でもありますし、それから、災害発生時の場合の緊急避難場所というようなこともございますので、私どもといたしましては、そういった観点からも安心・安全な学校施設づくりが必要だというふうに考えております。

それから、学校施設の整備計画の策定に当たりましては、今回、調査をいたしました耐震性、それから施設の老朽の状況、それから耐火構造になっているかどうか、あるいは改築・改修するにいたしましても、施設全体の配置状況等、そういったものを総合的に勘案しながら建てていかなければならないというふうに思っております。また、財源的にも合併特例債というのを今議員おっしゃいましたけれど、市にとってどういうふうな財源が一番いいのか、そういったことを勘案しながら、今後、学校施設の整備計画を立てていきたいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

市長に答弁を求めていましたが、教育委員会の中で十分検討をし、市の総合計画、教育方針に挿入し、検討していただきますことを強く申し入れておきたいと思います。

次に、3点目の旧役場庁舎の活用策についてお尋ねをします。

この件について、私は当市議会の6月議会で旧役場庁舎の活用策について、本当に町民に開かれたものとして、町民のコミュニティーを発揮する役割として大いに検討していただきたいということを質問させていただきました。その中で市長の答弁では、「支所の活用については、9月を目途にその骨子案を出して行って、それを踏まえて議会、あるいは各種団体、地域審議会などの意見を聞いて、活用策を民主的に最終的に決定をしてきたいというふうに思っております。」、こういう答弁をいただきました。

その庁舎の有効活用についての第1次素案として、9月定例議会が終わった後、こういうプログラムを見せていただきました。しかし、結果、中を見ましても、大いに検討の余地があるなということを考えましたが、その時に市長が言われました、「今後、議会でも、ある

いは各種団体でも議論」と答弁されておりますが、議会でも何もまだ議論をする場もありません。そしてまた、山内町内の各種団体でも何にもこういう素案も見たとないと言われております。ですから、地域審議会の中で確かにそれは出されているかもしれませんが、市長が言われた議会や各種団体、構成されている人たち、これを見て、まだそんなの見ていないと。確かにパブリックコメントとして支所の玄関口に置かれて、そのパブリックコメントのメモ用紙、意見を挿入して箱に入れるものはあります。でも、そういうのがそこにあるということを知らない人がたくさんいらっしゃる。これでは本当に議論になるのだろうかと思うところです。

市長が言われるように、これを大いに議論しなければなりません。そこで、各種団体、議会踏まえて議論すると言われていているけど、ほとんどされておりません。どうしてこういう結果になっているか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

前田企画部長

○前田企画部長〔登壇〕

お答えをしたいと思います。

庁舎の活用につきまして、6月議会で、先ほど言われましたように、市長の方から9月に第1素案を示すということで、9月の議会中に議会の皆さん方には全員協議会で説明をしたかと思えます。第1の素案についてですね。その後、地域審議会でも2回ほど、それから、行革の市民会議等でも説明をしながら意見を伺っております。それから、一般の市民の方については、先ほどありましたように、本庁、各支所、それから、各公民館の方に第1素案を置きまして、パブリックコメント等をいただいております。

そういうことで、まだ最終の決定はしておりませんで、最終的にまず第1次的に活用をどういうふうにするかと。全部じゃなくて、まず必要な分から活用していきたいということで、そこら辺の取りまとめを今やっているという状況でございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は、議会は全員協議会でお示しをし、もしそれに意見等があるとするならば、例えば江原議員、一般質問でここをこうすべきだといったことを自分はこう思っているけど、どうなんだということをおっしゃってしかるべきだというふうに認識をしております。これが議会に与えられた我々の時間だというふうに考えております。その上で各種団体等については、先ほど部長が述べたとおり、今取りまとめをしております。いっぱい意見が来ております。団体であったり、個人であったり、このスペースには自分ところが入りたいであるとか、このスペースは自分ところはここまでだけど、もう少し広くしてほしいであったりとか、私は、

反響は思った以上に予想値よりも大だというふうに認識をしております。パブリックコメントも13件いただいております。

その上で、私は年が明けたとき、ちょっと時間をいただきたいのが、かなり意見が来ております。その調整をさせていただいた上で、来年の1月にまず北方、市長と語る会を今非公式に検討しております。その場で私、あるいは企画の方から市民の皆様に御説明する機会がとれればというふうに思っておりますし、山内でもそういった時間をとっていただければありがたいと思っております。最終的にはそういった形で、第2次素案として御説明、御報告、そして意見をお聞きしたいなというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

部長も市長も全員協議会で説明をと言われました。議員の皆さん御存じと思いますが、9月議会議員連絡会の中でこの資料を渡されました。私、意見を言おうとしたら、後でいいよと、それはよかよかと言って終わったじゃないですか、本当に現実ですね。私だけあのとき挙手をし、意見を言いました。そしたら、圧倒的皆さん方から、いや、それはもう後でいいと言われて、議長の采配で、もうその全員協議会というものは全員協議会ではありませんでした。これが事実だと思います。

ですから、やはり説明もほとんどあっていないと一緒にありまして、山内の各種団体と言いました。それを構成されている人の中でも、これをもとにして協議をするというものは何もなかったと。今、市長は、議員はこの一般質問を利用してどんどん言ってくれという御意見を言われましたけれども、もちろん一般質問ですから、私はその取り組みの問題として、今こういう形で質問させていただいております。しかし、本当にこの中身をお互いやりとりしながら議論する場合は、やっぱり違う場でやってもいいと、お互い十分議論しながらという時間があるかというふうに私は思っていました。この問題についていろいろ議論する、本当にこの場がそういう議論をする場としては、私はいかんのじゃないかと思いながら、半分遠慮といいますか、考えておりました。これは各種団体の皆さんも当然だと思う次第です。

そこで、この旧役場庁舎の活用策について、時間をかけて各種団体、区長会、老人会、婦人会、各種構成団体がおられます。そういう団体含めまして、十分な検討を下におろして意見を出していただきたい。確かにそれは、今言われましたけれども、地域審議会や行政改革推進委員会の中でも協議していると言われました。パブリックコメント13件と言われました。私の認識では13件というのは、ある意味では今の推移が反映しているのではないかなど。意見集約にはそういう感じをいたしております。その点について、部長、どういうふうに意見集約されるか、もう一度御答弁願いたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

前田企画部長

○前田企画部長〔登壇〕

お答えしたいと思います。

先ほどのパブリックコメントの実施については、当然市報の方にも載せておりまして、意見があればどしどし言ってくださいということで考えておったところでございます。

それから、地域審議会についても一応素案を示しまして、いろんな団体の方から委員がおりますので、そこら辺で協議をしていただくということで、その結果、先ほど言いました13件については、いろんな意見が出ております。この13件といいますのは、今までパブリックコメントを実際開催した中では、件数的には多い方というふうには考えています。ほとんどなかったりとか、1件とか2件とか、そういう事例ですので、今回については多かったかなというふうに私自身思っております。

その中身を言いますと、例えば、男女共同関係のセンターとか、あるいは総合福祉センターとか、それから、あと議場の活用についても若干の提案等もあっております。それから、郷土の資料館とか、障害者の支援センターのスペースを広くとか、そういう意見もあっております。それから、いろんな団体の方からの意見としては、商工会の事務所とか、あるいはCSO等の拠点の場所が欲しいとか、婦人会等の専用室が欲しいとか、いろんな意見が出ておりますので、一応そこら辺を今現在集約しておりますので、そこら辺の集約ができれば、当然、決定の前には議会に説明をしながら、最終決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

それぞれの認識、仕事をする上で立場上いろいろありますが、パブリックコメントの13件が、今までそういうことを実施しても意見が出なかったというのがあったということを暴露されまして、13件というのは多いと。私にしてみたら、文書にして意見を出すというのはなかなかしんどいものではあります。そういう意味では、市報に掲載しているからということだけでは、なかなか意見集約というのは難しいかなと思います。やはり各種団体の皆さんのひざ元で議論していただきますことを強く求めておきたいと思います。

そして、おまけに時間をとって説明をし、議会の中でも、そういう山内でも、北方町の旧庁舎につきましても、当時、多額のお金を使ってつくった立派な庁舎であると考えております。この活用策については、今後の武雄市の事業を推進する上でも大きなセンターの役割を果たすわけですので、本当に重要なポイントだと考えております。十分意見集約をして、焦らないで本当にみんなが納得する活用策をつくらうではないかと考えますので、求めておきたいと思います。本当に禍根を残さないように、十分認識できる活用策をお互い執行部も、

議会も、そして各種構成団体の皆さん、今まで山内町民にとって本当に町のセンターとして、コミュニティーの場として活用してきた立派な庁舎であります。ですから、大いに活用する側にとっても、またこれは全市民的な問題でもありますので、そういう立場で取り組んでいただきたいことを申し述べておきます。

4点目の交通安全対策について質問いたします。

3点出しておりますが、1点目の山内町十二神の交差点の改良について質問しておりますが、御答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

○大石建設部長〔登壇〕

山内町の十二神の交差点、県道伊万里山内線と市道横枕久保田線が交差するところということですが、通称十二神交差点ということで、その方がわかりやすいと思いますので、十二神交差点ということで説明をさせていただきます。

ここにつきましては、県道と当時の山内町道との交差に信号がなく、交差点そのものも変則的な交差点ですが、信号がなかったために非常に当時の町道から県道に出にくいということから、公安委員会その他に、ここに信号を設置してほしいという要望を地元から上げられております。そのときに、この信号をそこに設置するに当たって、町道の車線ですかね、これについて今ちょっと変則的になっておりますが、そのように車線をすれば信号が設置できるということから、現在の町道の車線に設定をされて、その結果、信号がついたというふうになっております。このため、その信号がついた後、さらに変則的な交差点の形になっておりますので、特に大野の方に回っていく右折車線がございませんで、そこに信号のときに右折車がとまりますと、若干渋滞をするというような形になっております。これは信号をつけるときの約束事でそのような形になっておりますので、町道の車線を変えるというのは非常に難しいという状況にございます。

そのことから、これは県道の方を何とか変えていただいて、右折車線ができれば交通渋滞が緩和されるのではないかというふうに思われますので、県の方へも現状の報告をして、合同で現地踏査も行っております。それで、今後の対応につきましては、今協議をいたしておりますが、県の方の見解をまってやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

本当に道はいろいろありますけれども、改良に伴っての矛盾も起こり、善処するという立場で御検討いただき、前向きに対処していただきたいと申し述べる次第であります。

2 点目の大野地区県道改良に伴っての規制につきましては、善処するという事でレクチャーで御答弁いただきましたので、飛ばしたいと思います。

最後に、3 点目の西谷峠 S 字カーブ改良の取り組みについて、この問題について初日の一般質問の中で他の議員も質問されました。改めて感じましたが、翌日の新聞には、佐賀新聞も西日本新聞もでかかど「魔のカーブ改良へ」ということで、西谷峠の国道拡張ということで、まさに新聞記事になっておりました。改めて課題が大きかったんだなというのを私自身、この間、この問題に取り組んで質問もさせていただきまして、改めて記事を見て感じた次第であります。

振り返ってみますと、平成 8 年に世界・焔博が有田会場をメインにして実施される以前、120 万人もの観光客が見えると。山内バイパスの完成とあわせてこの S 字カーブの改良をということで、大いに盛り上げようということで運動に火がついたといえますか、そういう思いもありました。その後、旧武雄市、山内町の期成会も発足して、何とか本当に地権者の皆さん方の御理解を得るという形で進んでまいりました。

私もまだ実現していないということで、今度の 12 月定例議会の一般質問の締め切りが 12 月 1 日でしたので、改めて 3 度目の正直で西谷峠 S 字カーブ改良の取り組みについて質問しようと思って届け出をいたしました。その後、12 月 5 日に 12 月定例議会が開会をいたしました。本当にうれしい限りで庁舎に入ってまいりまして、これはもう実現しましたから、担当の副市長から地権者の方の了解をいただきましたと、こういううれしい言葉を耳に寄せていただきまして、本当によかったなという思いを感じたところであります。

私も、かつて山内町の町民のニーズを確保する上で、狩立・日ノ峰ダムの地権者の皆さん方が 130 名を超える方々が当時おられました。本当に地権者にとっては先祖伝来の田畑山林をそういう形で手放すのは忍びがたいものだと感じるところであります。そういう中で市民、町民の暮らしと、また、公共の福祉のために提供される地権者の皆さんの御理解を得るためには、本当に関係者の努力が必要であります。この S 字カーブの改良につきましても、本当にそういう関係者の皆さん、担当、そしてまた地権者の皆さんの御苦勞があったかと思えます。

そういうことで、市長も 12 月 4 日に地権者の方をお願いに行ったという答弁をされました。それがこの間の経緯でございます。そこで、市長はこの工事、3 年をめどに着工に取り組みたいという答弁をされました。確かにあそこの S 字カーブ改良と同時に、どういう形で路線を決定していくかというのは、JR の線路の下をくぐるということで、JR との交渉もかかるかと思えますけれども、一日も早い完成を望みたいわけですから、3 年をめどにというこの間に至る計画がどのような形で 3 年をめどに着工という経緯なのか、中身について御答弁いただければと思います。

○議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

○大石建設部長〔登壇〕

3年をめどに着工にこぎつけねばということで、市長が初日に答弁をいたしております。これにつきましては、佐賀の国道工事事務所の担当者、それから、所長さんに直接お会いしてお話をさせていただきました。その中で、所長みずから指示を出されまして、ことしじゅうに測量調査を終了するようにということで、既にもう入っていらっしゃると思います。その後、本年度じゅうにそれらの作業をすべて終わって、19年度に採択に向けて頑張るということと同時に、ただ、ＪＲとの協議が先ほどおっしゃるよう非常に時間がかかるであろうということから、早速、年が明けましたらＪＲとの協議に入るようにという指示もその場で所長さんが出されております。担当の課長さんもそのように進めていきたいということで言われておりますので、ただ、担当の課長さんのそのときの話では、これまで各地でこういった工事をやってきたけれども、ＪＲとの協議、これについては大体2年程度協議期間が要ったと、それぐらい大体平均してかかっているということで、そのことだけは、ＪＲとの協議が2年程度はかかるということは頭に置いてくださいということもおっしゃいました。

そういうことから、市長の方もＪＲとの協議が終わらなければ工事に入れないということで、それを見越して大体3年程度で工事に入ればということで回答したところでございます。ですから、今の段階で申し上げますのは、国道工事事務所の方がこれから測量が終わり次第、いろんな手続をとってＪＲと協議をし、また、地権者の皆さんとも直接話し合いをしながらなされていくものというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

私も7月25日、9月議会でも申しましたが、国土交通省のここの国道35号線を担当している直接の職員の方と、くらしを守る共同行動佐賀県実行委員会という団体の構成員の一人として政府交渉させていただいたときに、写真を見せながらお願いもいたしました。これもこの議場でも紹介しました。とにかく了解していただければ、必要性、緊急性、危険性は十分認識しているということを、その職員は申されました。市長も御存じのとおりであります。そういう意味ではよかったなと思いますし、今、部長答弁にありましたように、19年度採択は間違いのないと思いますので、本当に待ち望む改良工事でございます。全力で取り組んでいただきますことを申し述べておきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

それでは、以上で23番江原議員の質問を終了させていただきます。

以上で、本日の日程並びに市政事務に対する一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

散 会 16時53分